

大蔵委員會議録第十七号

昭和二十七年二月二十日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

淺香 忠雄君 有田 二郎君

川野 芳満君 高間 松吉君

丸山 直友君 三宅 則義君

宮原幸三郎君 武藤 嘉一君

宮腰 喜助君 川島 金次君

高田 富之君 深澤 義守君

久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君

(大蔵事務官) 平田敬一郎君

(主計局長) 高橋 衛君

運輸事務官 中村 豊君

(自動車局長) 中村 俊夫君

運輸事務官(自動車局長) 中村 俊夫君

車局整備部長 中村 俊夫君

委員外の出席者

大蔵事務官 沢田 俊政君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十日

委員宮原幸三郎君辭任につき、その補欠として樋貝三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島村一郎君、樋貝三君及び松尾トシ子君辭任につき、その補欠として丸山直友君、宮原幸三郎君及び川島金次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(第十二回国会内閣提出第五三三号)(參議院送付)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外三税法改正案を一括議題として、前會に引続き質疑を続行いたします。宮腰喜助君。

○宮腰委員 ただいま議題になつておる税法案のうち、所得税の基礎控除の問題について伺ひたいと思つております。

今回の改正で三人まで一人につき二万円という扶養控除の引上げがあつたわけですが、これは歳入関係を考慮してやつたのではないと思ひます。われわれの常識から考えれば、全員に対してこれを適用した方が、妥当のうちに考えられるのでありますが、三人までに限定した理由をお伺ひしたいと思つております。

○平田政府委員 扶養控除額の引上げを三人までに限定いたしましたのは、主として家族が多くなると、一人当り

の生活費が少くなるといふ点が、統計的にも資料によりまして出ておりますので、そういうことを考慮いたしまして、引上げは三人までにすることにいたしました次第でございます。もちろん歳入の点もあわせて考えておりますが、若干差別をつける理由があるだろうといふ考えでございます。

○宮腰委員 實際は人数が多くなればなるほど、事故が起きたり病人が起きて、かえつて経費がかさむのじやないかと考へるのですが、政府の考へてゐる考へ方と、われわれの常識の範囲内で考へられることは大分開きがあるやうです。この結果、歳入関係に相当影響があるわけですが、三人まで適用されたために、歳入関係がどのくらい減つたかという御計算ができれば、それをお示し願ひたい。

○平田政府委員 最近の東京都におきまして家計調査、いわゆるCPSというものがございまして、その調査に基づきまして一人当りの生活費を計算してみますと、三人世帯を二〇〇としたしまして、四人世帯が九二、五人世帯が八一、六人、七人、八人世帯が六七といふやうな数字が出ております。やはり世帯員が一定以上になりますと、共通的な費用がお互いに相殺できるという点があるかと思ひます。食糧費などはあまりかわらぬと思ひますが、その他の生活費が大分違ひが出て参りますので、このやうな差が出て来ているのではないかと存じます。そういう点も考慮し、一方におきましては、やはり歳入関係等も

考へましていたした次第であります。なお二万円に引上げた場合、さらに幾ら減るかという計算は、後ほど調べましてお答えしたいと思ひます。

○宮腰委員 私がこれに関連した問題でお伺ひしたいのは、暖かい所と寒い所との間において、生活費の計上が非常にかわつて参つておるにかかわらず、暖かい所も寒い所も同様な税のとり方をしておるのであります。ことに東北の寒冷地帯においては、冬になると雪払いをするとか、よけいな経費が相当かかります。暖房費に至つては、勤労者の家庭でも一冬一万五千円から二万円くらいの燃料を持つという状態でありまして、こういう状態でありまして、東北の寒冷地帯に対する特別の考慮が払われていない。そういう意味合いで、この基礎控除の問題について、東北の方は特別に考慮するという立法をした方がよろしいように思ひます。

特に東北は単作地帯であり、冬の寒いときは所得もなし、副収入もなく、その上経費が暖かい所よりも非常にかかるにかかわらず、税のきめ方が大體関東、関西と同じやうなきめ方をしております。これについて立法上特別な考慮ができるかどうか、また行政上の措置としてそういうことの考慮が払えるかどうか、もし払えるとするなら、全国の国税局長會議でこういうことの申伝えができるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 地域によりまして基礎控除とか、扶養控除の金額に差をつ

けるかつけないか、これは一つの問題であるかと思ひますが、私どもいろいろ考へました結果、地域によつて差をつけるのは、やはり国税としては適當ではなからう。生活費の問題になりまして、たとえば農村でありますと、都市に比べて食糧費が非常に安い。勤務地加算等があります例によつても御承知かと思ひますが、東京と東北の場合におきましては、生活費はおそらく、実情ではなからうかと存じます。しからばといつて東京だけをよけいにするといふことも、これはちよつと国税といたしましてはいかがであらうかと思ひます。東北等におきましては、暖房費その他につきましては、暖かい所に比べまして若干高くなるだらうといふことは予想できますが、全体として考へました場合には、はたしてそのやうなことになるかならないか、これも非常に問題があるかと思ひます。従いまして所得税のやうな国税で差をつけるといふことは、どうもその性質上適當ではないといふことで、全部一律にいたしてゐる次第でございます。ただ地方税におきましては、おのずからその地方の実情によりまして、税率その他についてもそれなりの程度の差はつけ得ることに相なつておるわけでございますが、国税について設けるのはいかがであらうかと存する次第であります。

なおしからば行政上の措置によつて、何とかできないかというお話であ

ります。この中に二つありまして、たとえば営業者の場合とか、農業者の場合等におきましては、収入を得るために特別に費用が、必要経費として一種の除雪の費用その他がいるというような場合、あるいは貸家の場合、貸家所得を計算する際に特別の費用がよけに、こういう点であります。よければ、当然これは所得の適正な計算のために必要でございますし、またそのようにすることにつきましては、国会でもたび／＼問題にもなりまして、私ども現地に十分そういう趣旨のことを伝えて、遺憾なきを期することにいたしております。しかしながらたとえば勤労者の自分の生活のための特別の暖房費、こういうものにつきましては、先ほど申し上げましたように、暖房費が高くて食糧費が安いというようにいろいろ事情がございまして、地域的に差をつけるということはどうも適当でないと考えますので、生活費に相当する分につきましては、行政運用におきまして、もちろん特別な扱いはむずかしいのではないかと考えております。所得の必要経費を査定する際におきまして、お話のような事情は当然考慮しまして、適正を期したいと考える次第でございます。

○宮腰委員 それから今度の改正で百の分の五十五の限界を二百万円まで引上げたのでありますが、これと関連しまして、私は富裕税の廃止をいつの委員会でも唱えて参つたのであります。大蔵大臣は、新聞紙上あるいはまたほかの委員会でも、無記名定期預金を実施するから、富裕税は廃止しないというお話であります。この富裕税の問題については、専門の税制研究の団体あるいは経済団体連合会、こういうような人たちの御意見もたび／＼伺つたけれども、富裕税は廃止すべしという議論が非常に多いのであります。そこで簡単な例で申しますと、富裕税を実施しようということになった段階で、現金を調べるということになりました。これは、この現金を調べられるといふ人というところで、多くの資金をたんとしたこと、多くの資金をたんとしたこと、この例がございまして、二十五年の歳末には金融上非常に困りまして、政府も当局も声明のやり直しをやつたことがあります。そこで現金を調べないということになりますと、今度株券を持つていて連中は売却して現金にかえて、これがたんとしたこと、ゆい／＼問題である。結局長期資金をこつた証券市場によつて獲得しなれない、現在の産業状態のもとにおいて、この富裕税制度があつたために非常に迷惑を受けている業者もあり、またこれがたんに困りになる未亡人の財産という問題もあります。たとえ土地を持つておられなくても、何らその所から所得が上らないのに、結局富裕税という税をとられまして、その未亡人は生活をささえて行けないような窮境にまで、追われて行くような状態なのであります。私はこの際富裕税を廃止する方が妥当だと思ふ。また全国に富裕税を納める人数は四万七、八千名と聞いております。せい／＼とつても五十億圓ぐらいである。それによつて人員の配置とか、印刷物の経費を考えると、これはもうとうてい採算がとれないのではないかと。こういう意味で私は百分の五十五を五百万圓までにし、五百万圓以上のものは百

分の六十ぐらいに税制を改めまして、富裕税は廃止した方がかえつてよいのではないかと思ふ。これは資本蓄積の上にも非常に役立つ。大蔵大臣は常に資本蓄積ということを唱えておられますが、こういう観点からもぜひ富裕税は廃止すべきだ、こう考えるのであります。今の局長の御心境はどういうふうな御心境であるか。私はこの問題について再三お願いをしておるわけであるが、そのお返事を願ひたい。

○平田政府委員 富裕税の問題につきましては、私もいろいろ研究してみたのであります。もう少しよく検討した上でどうするかをきめたいという意味で、実は今回は提案を見合せたような次第であります。税の仕組みに關する一つの考え方として、所得税の最高税率はできるだけ低めまして、富裕税で補うという行き方は、確かに一つの進歩した行き方であるかと考えておるものであります。ただ日本の現状のもとにおいて、はたして妥當かということになりますと、いろいろ問題が多い。そこがこの問題が、国民一般から簡単に受け入れられにくい問題になつておるのではないかと、感じておる次第であります。そのような点に關連しましてなおよく研究したい、妥當な結論を下すようにして参りたい、かように考えておる次第であります。

○宮腰委員 次に農業所得の問題についてお伺ひしたいと思います。これも新聞紙上や予算委員会等で問題になつた超過供出の問題であります。今もつてこの問題の内容について決定をしておらないようであります。そこでわれわれの常識から考えまして、農家の所得というものは反収によつて決定されておる關係上、その超過供出については当然税をかくべきでないにかかわらず、農林省の事務官の発表によりますと、超過供出には税をかけるのだというふうなことを、前会も農林大臣御出席の上で伺つたのであります。この超過供出それ自体は税をかくべきでないというところは、反収によつて農業所得を決定される以上當然だと思ふのであります。現在供出問題がうるさく言われておる關係上、この問題については税法を改正しなくても、法理上これをとらないのが當然であると私は考えますが、もしこれをとらないというところになつた場合には、政府としては立法措置をとられるのでしようか、それとも現在の法令解釈で、超過供出には税をかけるのでないか、どちらを解釈をとられるのでしようか、どちらでしようか。

○平田政府委員 この問題は前会国税庁からも申し上げたかと思ひますが、結局実収で所得を査定することにかなりはございせんので、匿名供出なり超過供出をやつたために、さらに実収が多くなるということは私はないと思ひます。従ひましてそういう意味で収穫が新たにふえることはないと思ひます。値段が一般の供出の場合とは少し高い。その高い差額の分が実は問題なのでございます。問題はそれだけでございまして、そういう問題につきましては先般も申し上げた通り、今盛んに超過供出を奨励しておる際でもございまして、匿名供出の分につきましては課税しないと思ひますが、差額の分の追求は行わないということでは参りたくない。しかしそういうことでは完全に目的を達成したいという場合におきましては、場合によつては立法的措置も政府といたしましては考えたというところでございまして、これはいづれにしても昭和二十七年分、つまり今年の所得に入るのはその差額の分だけであります。元分は昨年の所得になるのでございますが、その差額の分だけ売つたときの所得になるわけでありまして、従ひまして二十七年の所得になりますから、おつつけそういうことについてははつきりいたしたい。私は大体追求しないという行政措置でできるのではないかと考えておりますが、なおはつきりしない場合におきましては、必要な立法的措置を講ずることにいたしておる次第でございます。

○宮腰委員 それから農家の報償金ですが、この前農林大臣出席のときに、報償金は手数料というかつつで、税をとらない方法で行きたいというお話をしましたが、これは当然所得だと思ふのであります。この所得を手数料だといふ考えで税をとらなくてもいいようにするのだ、こういう解釈を農林大臣はしておられましたが、私はこういう場合は当然所得だと思ふのであります。これをとらないということができるとどうかということについて疑を持つておりますが、その点をお伺ひしたい。

○平田政府委員 匿名供出でございまして、調査がむずかしくてわからない。無理にわからせようと思ひたいというのが私は行政措置だと思ふのでございまして、それで大体この問題は解決するのではないかと見ております。

れども、しかしそれでなお解決しない部分が残りますれば、これは必要によりまして立法的措置を考えたいという趣旨でありまして、その点御了承を願いたいと存じます。

○富腰委員 次に青色申告の問題ですが、この青色申告の問題については、現在までその申告者に対して特別に考慮しようというような意見がありません。青色申告をしないところの一般の納税者と多少待遇を異にしておるのであります。これに關しまして今回もその申告者におみやげを出そうという意味で、いろ／＼改正をしたようでありまが、しかし現在まで青色申告の提出者に対して更正決定が相当ありまして、全体の七割までも更正決定によつて修正されておると聞いております。こういう青色申告についてはいろいろの指導官があり、あるいはまた専門家が立会つていろ／＼協力いたしておるのでありますが、そういうつばな權威者が協力したもので、さらにこれを更正しておるといふ事実があるものであります。この青色申告に対してはもう少し待遇を与える考えがなければ、とうてい申告者が増加して行かない。従つて青色申告に対する信用がなくなつて行くのではないかと思ひますが、この更正決定が非常に多いということについてお伺いしたいと思ひのであります。

○平田政府委員 青色申告者の特例と申しますか、特典と申しますか、法律、政令等でどういふ特例を認めておるかということにつきましては、先般資料として印刷物をお配りいたしておる次第でございますが、相当いろ／＼な事項にわたつて——まあ所得の計算

に關する特例と調査決定に關する特例、それから滞納処分を行う場合の特例、そういう場合につきまして実は相当いろ／＼な特例を認めておるのでございませう。昨日以来いろ／＼問題になりました、たとえば標準率によつて所得を査定するといつたようなことも、青色申告者の場合はできないことに法律上はつきりなつておりまして、あくまでも帳簿の内容をよく調べまして、決定する際にはなぜ決定するかという理由を付して、決定通知書を出さなければならぬ、こういう一つの基本的な、特別な扱いをすることにしております。そのほかいろ／＼な課税標準の計算に關しまして、損金の繰越し、繰りもどし控除を認めるとか、償却について特例を認めるとか、あるいは個人の資産は原価で行くことになつておりますが、青色申告の場合には時価法を採用することを認めるとか、貸倒れ準備金を認めることができるとか、あるいは退職積立金の損金算入を認めるとか、今回さらに専従者につきまして給与の控除を認めるとか、これは私は中小の、ことに小さい青色申告者の場合には、相当の特例になるものと実は考へておりまして、これはよく納税者に活用願えますれば、私はよほど納税上のトラブルが最終的には少くなるような行き方になり、帳面額といたしまして比較的はつきりした基礎の上に申告してもらへるという、また税額も査定しじやないかと期待いたしてございまして、今回追加いたしました数字は、小納税者の場合には、特に大きな効力を持つものと存じております。中以上の

場合でございますと、例の退職積立金の損金算入あるいは貸倒れ準備金、その他今までありました制度が相当合理的に有利になりますし、こういう制度をうまく活用することによりまして、私どもは青色申告の制度を伸ばす方向に持つて行きたいと考えておるのであります。従いまして調査にあたりまして、いたずらに摘発的態度をもつて臨まないで、できる限り親切に指導するといふような態度をもつて臨むように、たび／＼国税庁からも私どもからも、税務署等に注文をしたりあるいは訓令を出したりいたしております。お話のように、青色申告者の中に、最初から虚偽の記載をすることを目的としてやつておられる人も全然ないわけではないので、そういう人の場合はある程度私はやはり適切な策を講じなければいかぬと思ひますが、善意でまじめにやろうという意図のある人々につきましては、でき得る限り指導的態度をもつて臨みまして、この制度を助長するという方向に持つて行くようにいたしたい。大体私どもそういう方向に動いておる。もし例外がございましたら、さらに今後そういうことにつきまして、適切に指導をいたしまして、何とかしてこの制度を伸ばして、先般申し上げましたように、むしろ青色申告が原則になるような時期が、なるべく早く来らんことを、私どもとしましてはこいねがつておる次第でございます。そういう点を政府におきましても善処いたしたいと、考えておる次第であります。

つもりであるかということ、現在進駐軍が使つておりますジャボツク・ナンバーというものがありませんが、このジャボツク・ナンバーの車は、講和条約発効後はどういふふうになるつもりであるか。つまりどういふふうになることは、依然として譲渡形式の処置をとられるのか、あるいは譲渡を自由に認めるような方法をとられるのか。ナンバーはやはり三万台というものは残しておられるのか。これは従来の觀念における日本のナンバーに直されるのか。まずそれから伺つておきたいのであります。

○中村(豊)政府委員 三万台の問題でございますが、ただいまは軍人、軍属以外の外国人が持つてゐる車は、三万台のナンバーを持ちまして、これを日本人に譲り渡すには、外国自動車譲受規則というものに従つて、運輸大臣及び通産大臣の許可を得なければいけないうふうになつておるわけでありませう。そうなりますと、それに関する外貨資金のわくがおのずから制限がございまして、自由で希望の方に譲り渡しがされていらないような実情でございます。今後の問題といたしましては、できるだけ日本人にも買えるようにいたしたいと思ひますので、外貨資金のわくで押えられなくて済むような、たとえば円貨で決済できるような方法を考へて行きたいと思ひまして、目下通産省とも打合せ中でございます。できるだけ早い機会に円及び外貨のどちらでも買えるようにいたしたい。かようになりますれば、相当たくさんの方が買えるんじゃないかと思ふのであります。ジャボツク・ナンバーの問題は、こ

れは軍人軍属の使用してゐる車でございますので、ただいまのところでは、日本の行政権限の外にあるわけでございますが、最近進んでおる行政協定ではどのようなになりますか、また確定いたしておりませんが、あるいは日本政府に、その登録検査その他の行政措置をまかすということになるかと思ひます。それにいたしまして、これは軍人軍属の車でございますから、この譲り渡しについては譲受規則によるほか、ドル以外の円で買うことができるかどうかについては、問題があるかと思ひます。

今後これをどうするかにつきましては、今言つたように、三万台につきましては譲り受けも相当自由になると思ひますが、ただナンバーをどうするかの問題がございませう。譲り受けが自由になりましたら、クーパー制によつて許可制度を續けて行くと思ひますれば、やはりナンバーは特別な種類のものを置いておかなければいけないわけでございます。これについては通産省とよく相談しておるのでございませう、ただいまのところはこの制度をはずすといふところまでは、考へていないわけでございます。

ジャボツクにつきましては、先ほど申し上げましたように、このナンバーを三万台と定めておりますのは、道路運送車両法に基く登録令に基きまして、登録をする際に、こういう種類のものは三万台という番号を使う方がよろうというところを、運輸大臣から各地方の陸運事務所に対して通知を出しておるので、大体統一されておるといふ実情でございます。

○小山委員 条約発効後におきまし

て、三万台の車は円貨で売買するかしないか、まだおきまりになっていないというところでありますが、何か行政上あるいは法制上の障害があつて、円貨の売買について結論に達していないという理由があるのでありますようか。

○中村(豊)政府委員　できるだけ日本人が買いやすくするために、ぜひ円貨にいたしたいと思ひますけれども、外国人相手のことでございますから、円では売らない、ドルでなければいけないということをつた場合には、外貨によつて買わなければいけない。かような意味で申しておるので、外貨及び円の二本建てということにいたしたいと思つております。

その場合に、両当事者間の話がつけば、外貨または円で買えることを自由にしたらいいじやないかという問題でございしますが、これについてはちよつと問題がございます。そういう決済方法、二本建にしまして、その数を制限する必要があるから、それをクローボンで許可制を続けて行くという問題はあるわけでございまして、これについては通商省と目下打合せ中でございますが、ただいまのところはクローボンによる許可制は続けて行きたい、かように考えております。

○小山委員　そういたしますと、条約発効後に、日本内地における売買を、日本の通貨以外のものでやらなければならぬということは、予想されるのでありますか。外国であれば別でありますが、日本に居住する外国人との間の売買は、日本の通貨以外のものでやらなければならぬということが、義務づけられておるようなことが予想されるのでありますか。

○中村(豊)政府委員　それは外国人から日本人が買う場合は輸入とみなされるので、それで外貨がいるということです。

○小山委員　そういたしますと、三万台のナンバーの車は輸入関税を全部払っていないのですね。

○平田政府委員 課税の關係につきま
して少し申し上げますが、終戦後いろ

いろいろ移りかわりがありますので、やや複雑になっておりますが、現在のところにおきましては、結局軍人、軍属が自動車を入力する場合には、課税いたしておりません。それ以外の外国人が一種の携帶品といえますが、日本に自分がつけて来て輸入するものにつきましては、引越し荷物の家財道具と同じように、その際は課税しないというところにしたしております。しかしながらこれとそれを日本人に転売した場合あるいは他の外国人に転売した場合におきましては、やはり関税、物品税とも課税することになりますので、従つて三万台の車の中でも、所有者がかつて

千三百五十七台で四億九千九百万円、物品税は今申しましたように少し前からやつておりますので、三千二百六十八台で四億四千二百万円程度課税いたしております。なお横浜税関のもので一部まだ報告未済のものがございますので、全体はこれよりも若干多くなりますが、現在のところは大体そのようになつておる次第でございます。

○小山委員　ただいまの占領中のことについては、それで話はわかりますが、今後占領が解かれた場合、つまり日本が自主独立の国家になった場合に、これらの関税のかかつていないもの、あるいは物品税のかかつていないものが横行しておることを、自動車当局はどうして取締りますか。今後入つて来るものについてはむしろ関税もなかり、物品税もかかるであらうが、かかつていないものとかがつているものをどういうふうに区別されるか。それからまたかりに新しく課税するといふ場合には、いつの価格をもつて標準とされるか。それを伺いたい。

○中村(豊)政府委員 自動車関係當局
といしましては、街頭でこれを検査
したりする方法がないものであります
から、運輸省関係としては三万台が
けはたして外国人自身で使われている

か、あるいは転売されているのかと、あることを調査する方法がまずないのでございますが、これについては換察並に、局の協力を仰いで、できるだけさようなことがないようにいたしておきます。ただ登録の場合には初めて登録する際に十分関係書類を調査して、その点を十分に調べることであります。

○平田政府委員 関税、物品税を課税するようにした初期におきまして

は、なかなか問題があつたのでござい
ますが、最近、今自動車当局から申
されたように、登録する際は必ず一種
の納税落書、あるいは納税しなくてえ
いものについては税関の輸入免状と
申しますか、そういうものをはつきり
提示させてやらせることになつており
ますので、登録に來ればこれは比較的
はつきりつかまえる得る。ところが登
録

りますと、率直に申しましてなかなかわかりにくいので、これは事実をなるべく調べまして、わかつたら当然課税すべきだと思つております。そういう問題については今後自動車関係の当直とよく相談しまして、できるだけ適正化をはかろうと思つておりますが、なかなか困難な問題のようでございます。なお課税する場合の課税価格は、やはりさつとき申しましたように、新しく課税する事実の発生したときの状態のもとにおける一定の価格を評価いたしますして、それによつて課税する。評価します際はアメリカの相場その他を

よく調べまして、一つの基準となるべき価格をつくり、それによつて査定しておる次第であります。

○小山委員　その課税の時期は、たゞいま主税局長は、現在ある事で課税

るときまつたときの価格を基準にすると言われたが、実際それを実行してはならぬといふ、今後転々売買されてほとんど廃車同様にたつてしまつたものは、関税も輸入税もかからないといふ、非常に不公平な結果が出るであらうと思ひますので、その点はひとつに御注意を願ひたい。

それからこれは運輸省の当局に伺いますが、物品税なり関税の關係から

しますと、円貨で買えるような方法では当然におとりにならなければいけないのではないか。それから条約発効後においては、なお売買されているものはやはり輸入である、従つて外貨の割当をしなければならぬということはどうも受取れないのであります。なおそれを実行されるのであります。つまり現在入つているものについて、それが

売買される場合に、外貨の售当をしな
ければそれが売買できないということ
は、強制通用力のある円貨が日本の国
内で通用できないという事になつて、
いかにもおかしいのでありますが、そ
の点はどういうことになりますか。

○中村(豊)政府委員 先ほどお話の三
万台とジャボツク・ナンバーとの話が
一緒になつたものですから、多少ここ
らの説明に誤解を抱かれるような答弁
を申し上げたと存じますが、三万台だ
けに關しましては、講和条約発効後は
円貨だけで売買ができるようにいたし
たいということで、關係方面と協議中
でございます。

○小山委員 わかりました。

○宮腰委員 所得税の問題であります
が、勤労者と同様な所得を収得してい
るような業者、たとえば一人大工、左
官、とび職、ことにそれに近い理髪業

といふような人たちは、所得税をとられるほかには事業税をかけられるのでもありません。従つてこういふような部類の人たちは労働団体に加入し、所得が一般の工場の職工さんよりもまだ低いかかわらず、地方税をかけられる。かういふ業者については特別な考慮を以ていまして、源泉徴収のような便利な方法を講ぜられた方がかえつて適切でないか。実際のにもこの階級の人たち

[illegible]

の所得は、勤労者よりも少ない場合が非常に多いのであります。先ほど言つたように、地方税をかけられてゐる点について非常に負担が重いのでありまして、税制制度からいって非常に不公平であります。こういう点について今後源泉徴収をするような方法をとつてあげた方が妥當と思ひますが、当局ではどう御意見を持つておられるか伺ひたい。

○平田政府委員 私も、所得税におきましてはなるべく源泉徴収を採用した方が、納税者にとつても便利であります。徴税の見地からいつても便利だといふ考へを持つておりました。今回も実は相當その範圍を拡張したのであります。その結果少し返す場合が多いじやないかといふ御批評を受けておりますが、返す場合が若干多くなつても、源泉徴収をした方がいゝのじやないかといふ一般的な考へを持つております。しかし今お話の事業所得者の場合であります。これはいかに考へましても源泉徴収の方法がうまく考へられない。小売業者の場合でございまして、どこで源泉徴収をするか、消費者から源泉徴収するというわけにも参りませんし、独立の業者の場合では源泉徴収する道がなかりないものでございまして、従いましてこういう方面について源泉徴収をやるといふことは、ちよつとむずかしいのではないかと。農民につきましてもは供米について源泉徴収をしたかどうかといふことも、シャウプ勧告では一部うたつてあつて、研究してみたのであります。これもなかなかむずかしい問題でございまして、それから統制がやめになりますと、ただちに問題でなくなる關係もございまして、

ので、私も躊躇いたしたのでございまして、一般の事業者の場合におきましてはなかりその方法がない。医者、弁護士、公認会計士、保険の外交員、原稿料をかせぐ文士、こういうような人につきましても道がございまして、同じ事業所得の一種でございまして、源泉徴収することにいたしてゐるのではありませんが、どうも一般の事業者の場合にはいゝ道がございまして、遺憾ながらできない。従いまして納税につきましても納税貯蓄組合を結成してもらう。それから納税準備金をして、自分で売上げの一部をひとつ源泉徴収のつもりで天引きして、毎日納税準備金をしておくといふようなことにしてはならないかといふことが、私は一番いゝ道ではないかといふことで納税組合を設け、納税準備金の制度を設けまして、できるだけそのようにいたしたい。一日二百円か三百円別途に箱の中に入れておくまして、納税準備金にしておく。それを組合で集めて管理しておくといふことになりまして、源泉徴収と同じような効果になることと思ひます。ぜひそういう方向を事業者の場合には普及するようにしていただきたいと考へてゐるのであります。これでもなかり一朝一夕には進まないような状態でありまして、何とかいゝ方法がございまして、御教示を仰ぎたいと思つてゐる次第であります。

○宮腰委員 ただいま申し上げた中で理髪業は一般の商業、工場と違ひまして機械力を使つたり、あるいは加速度を加えるといふようなことはほとんど不可能であります。こういうような事業についても地方税は当然かけられるのであります。この所得税の認定の場合においても、青紙申告をやらない場合が非常に多いのであります。この認定の場合でも、どうも一般事業と同じような考へのもとに徴税されるために、理髪業あたりは非常に困難な状態を來してゐるのであります。これは再三委員会にも陳情書が参りまして、本日陳情書がわれ／＼の手元に届いております。これなども一般の業者と同様に税を徴収する基礎と、一般の業者の税徴収規則と同様な考へで算定するのは、私は不當と思ひますが、この点についてこれはほかの業も同じでことに手で行ふ、機械力で行ふ、内工業的なものが非常に多いと思ひます。ことに理髪業については特に考へる必要があると思ひますが、この理髪業について特に所得税の適正化をお考へになつておられるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 理髪業の場合には、御承知の通り地方税の事業税もかかつて来るという点は、御指摘の通りでございまして。この点事業税が今まで免税点制度で基礎控除がなかつた。従いまして比較的低い低額の事業者の場合に、相当負担が重かつたのでございまして、その点今回事業税を改めまして三万八千円の基礎控除を設けました。三万八千円にいたしましたのは、昨年の所得税の基礎控除と同額でございまして、二十六年年度の実績に基きまして、二十七年年度に事業税を課税いたしますので、結局同じ控除を行つたわけであります。つまり基礎控除を行いまして事業税を課税することになりますので、

で、低額の事業者の負担はそれによりましてよほど緩和される。事業税の総額でたしか七十億くらい、その措置によりまして減額になると思ひます。それによりまして、税制の上における少額事業者の負担といふものは、よほど避けることができるようになったと思ひます。なお所得の査定につきましては、主として国税庁から答え願つた方がいゝと思ひますが、もちろん帳面等がない場合が多いので、やはりサンプル調査と申しますか、比較的帳面等のある人につきましても、比較的態度をばまして、それに基づきまして昨日から議論になりました一定の標準をつくりまして、それでできる限り妥當な所得をつかまえて、それによつて申告していただくこと、また更正決定もやつて行くといふことにいたしたいといふことで努めておりますことは、御承知の通りでございまして。中には非常にシンプルな場合は台数その他の方法によつて、外形的にやらざるを得ない場合もあると思ひますが、これは特別に散髪業の場合にどういふことでなく、やはり一般の所得の査定の場合に考へております方法をできる限り精密にやりまして、実情に即するようにすべきものだと思ひます。従いまして、

入をする、あるいは市内に販売されるということ、日本の産業育成の上に非常にマイナスになるのじやないか、こういう心配がごく最近われ／＼の間で起つてゐる次第です。あの販売されてゐるものについては、嚴重なる税金であるいは関税をとらなければならぬわけですが、至るところの大道で販売される菓子類の氾濫のために、日本の菓子業もこれに圧迫されるような状態があります。こういうような問題については、現在までどういふふうな税をとおるか、あるいはまた外貨資金を使つておられるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 今御指摘のような問題は、昨年の十二月までと、今年の一月以後と大分事情がかわつて來ておるのでございまして。昨年の十二月までは、実は主として外人専用、あるいはアメリカの主として軍隊ですが、そういう軍人さんとか外人専用のものでございまして一定の場所を指定して、関税を課税しないで販売を認めていたものでございまして、今年の一月から全部原則として、関税も消費税も課税するといふことになりました。そのかわり外人だけに限定しないで、日本人も買うことができるというふうになりかへたのでございまして。従いまして従來街頭で販売されていた分は、これはほんとうは違法な措置であつたかと思ひますが、最近販売されておりました分は、大体やはり適正に認められたものといふふうな御了承願つてつていただと思ひます。それから一体そういうものの輸入を認めて販売するの、いかどうかといふ問題でございまして、これはやはり日本に外人の方が相當お

られまして、そういう人々が日本で生活されるのには、やはりある程度外国の品物を入れまして、入手しやすいようにしなければならぬ。しからばどういまして、外人だけに認めて日本人に購入を認めないということでは、どうもやはり適當ではないと考えまして、今申し上げたようなことにいたしました次第でございます。もちろん外貨の割当にあたりましては、毎期一定の額で限界を置きまして、主としては通常外国人のために必要な数量を自安にしまして、割当を認めるということにいたしておる次第でございますけれども、若干その分が一般の国民の用に供せられるということになりまして、これはどうもある程度いたし方がなかるう。あまりたくさん認めるのは今外貨資金の關係上、お話のようにどうかと思ひますが、ある程度認めるのは認めた方がいいのじやないかという考え方で、そのようなことにいたしておる次第でございます。

○宮腰委員 今回無記名定期預金を実施するにあたりまして、われ／＼はこういう定期預金によりまして、長期産業資金獲得のために非常に喜ばしいことだと、喜んでおる次第でございますが、これと同時に、また税制上の問題で、無記名定期預金を許したため、脱税に利用されるのだというように心配される方がありまして、定期預金をするような特権階級に、そういうような脱税を奨励するようなことでは、いかにぬという意見もあるものであります。これを世間に発表する場合においても、大蔵省担当局としても、正當なる理由をつけて発表しなければならぬと思うのであります。おそらくこ

ういう問題について、無記名定期預金は認めておるのだから、これ／＼もどうだというような悪い例を残すということになると、今後の税制上に非常に影響することでありまして、この無記名定期預金をやる上において、税制上一定の理由をつけておるのだと思ひますが、どういふ理由をもとにしてこの問題を世間に発表されたか、その点をお伺いいたします。

○平田政府委員 無記名定期預金の問題につきましては、先般もお答えいたしましたかと思ひますが、特別に預金自体に対して免税するとか、何するといふものではないのでございまして、預金の元の所得を何か知らないが、税務署にわからないようにしておくと、税上におけるいふや問題といひます。か、税制上から考えますと、どうかと思はれるふしがあるわけでございます。その点から私どもこれをやつた方がよいかどうかということについて、慎重に審議していた次第であります。何しろ貯蓄の奨励と申しますか、優遇と申しますか、そういうことが現下の非常に緊要なる問題にもなりました。結局に於いて、課税当局としては若干つらい立場になるのでございまして、また別途の方法を用ひまして、課税については適切化をはかることにいたしました。この際無記名定期預金は復活をいたそうというに相なつておる次第であります。これによりまして隠れた資金が表に出て来て、実際に有効に働く資金が出て来るということになりまして、全体としては、課税上の弊害はある程度目をつぶつてやつてもよいのではないかと、これで、突

は認めることに相なつた次第であります。その点御了承を願ひたいと存じます。

○宮腰委員 これに関連して、今証券譲渡の譲渡利得税が問題になつておりますが、私は証券の流通性から考え、譲渡利得税は廃止すべきだと思ひます。そうして移転税が何かの税率を幾らか引上げてやつた方がまだ効果的だと思ひます。無記名定期預金を認めたという点になると、譲渡利得税もこれに関連した問題として認めてあげた方がかえつて効果的である、あるいは長期資金獲得の上に、また産業資金獲得に役立つと思ひますが、これと関連して譲渡利得税を今後廃止するお考えがあるかないか、伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 この問題は昨日小山さんにお答えしたのでございしますが、よく研究をしまして、しかるべく措置を講ずるという考えでありまして、いつするかという点につきましては、まだ結論を得ていない次第でございます。

○有田(二)委員 宮腰君の御了解を得ておるので、国税庁長官に伺ひたいと思ひます。ただいま予算委員会が質疑応答の最中でありまして、われ／＼大蔵委員としては、国税庁の予算に非常な関心を持つておるのであります。特に第一線で徴税される税務署の署員の超過勤務手当、また旅費その他いろいろの物資購入の費用について、万漏なくやつておるかどうか。ことに本年度の予算ではどういふことになつておるか。この点を長官から承つておきたいと思ひます。

○高橋(審)政府委員 二十七年年度の徴税予算は、租税収戻金等を除きまして、純然たる徴税費が百三十二億二千五百万円に相なつております。前年度が百四十一億四千四百万円でありまして、約九億四千万程度の減少に相なつております。この減少を生じました理由は、御承知の通り、今年度において六万一千二百人から九千八百八十人だけ行政整理によつて定員の減少があり、これが最も大きな原因と相なつております。ただいまお尋ねの超過勤務手当につきましては、前年の基準とまつたく同じ基準によつて計算された金額を計上しておる次第であります。また旅費については、前年ある程度不足を見込まれましたので、二十七年年度においては幾分多く計上しておる次第であります。なおその他郵便料金の値上りでもあります。また物件費として徴税費中最も大きな部分を占めます用紙類につきましては、たとえば申告書の用紙は良質の紙を要しますし、また台帳のカード化をはかるにつきまして、これまた相当良質の紙を必要とします。それで、こまかく区分いたしまして、その必要な経費を算出して計上しておる次第であります。従つて二十七年度におきましては、この経費をもつて税務行政は——もちろん満足にとつて節約を旨とするとは当然であるから、納税者にそう御迷惑をかけないで、幾分でも節約したいと考えておる次第であります。

○有田(二)委員 長官のお話で、今度の予算は昨年よりも劣つていないという報告を受けて了とするものでありますが、昨年度よりも物価も上つておりますし、その運営において、国税庁

としては相当むずかしい点があると思ひます。この予算は近く本月中旬に衆議院で採決して参議院にまわる予定でありますから、この予算を今いじることには無理であります。おそらく補正予算をやむを得ずつけなければならぬのじやないかと思ひます。次の予算あるいは補正予算では、いふ／＼徴税に必要な問題を本委員会においてひつと掘り下げて大蔵委員のわれ／＼も協力して、徴税のあり方に対する予算の組み方について検討いたしたい。ただ国税庁長官が主計局の若い主計官に氣がなをなすつて、大蔵委員会であつて予算が減るのじやないかというやうな考えを持つておられるやに今まで考えておつたのですが、われ／＼大蔵委員会としては国税の予算に対して当然審議をしなければならぬ。實際どの委員もそういつた考えを今まで持つておられたけれども、国税庁長官の主計局に對する氣がねを考へて、われ／＼は遠慮いたしておつたのであります。いよいよ三月には独立国家になるので、従つてわれ／＼国会の方針によつて、国税庁の予算も動かすことができて、今までは關係方面と主計局の關係でありましたからいたし方ありませんが、これからは予算委員会あるいは大蔵委員会において、十分国税庁の予算について検討して、より徴税能率の上方向に努力いたさなければならぬと考へます。

次にお伺ひしたいのは、本委員会として過去においても酒税の密造に対する摘発を取上げてまして、たしか一昨年は二千万円から三千万円程度のものが七千万円になり、本年度も相当上つてい

るように聞いておりますが、一体今度の予算では、酒の密造に対してどれくらいの手算を組んでおられるか。千百何十億という非常に多額の酒税を国庫収入としておられますが、これに対して相当のパーセンテージの密造把握の費用を見込まなければならぬ、かようにわれわれは考えているのですが、本年はいかような手算を組んでおられるか。この点をお伺いしたい。

○高橋(衛)政府委員 お話の通り酒税も来年度は千三百億円であります。相当大きな歳入を予定しております。か、どうしてもこれが歳入を確保するために、税務当局としても密造の取締りに非常な力を注がなければならぬというところを、痛感しておる次第であります。従いまして、昨年度は密造取締費として八千五百万円計上したのであります。これは一億六千万円に増額して計上しておる次第であります。もちろんこれをもつて十分であるとは考えておりません。しかしながら検察その他の方面の十分な協力を得まして、これは御承知の通り密造の取締りにつきましては、どうしても相当警備力を伴うのでなければ、その完遂は困難なことであると存じます。従つて主として検察方面の御協力を得ることが中心になるかと思ひます。そういうような点も従来以上に緊密な連絡をはかりまして、そうしてこの与えられた経費を最も効率的に使うことによつて、目的を達するようにしたいと考えておる次第であります。なお大蔵委員会におきましては、昨年来国政調査を引続きやつていただきまして、非常に詳しいところのいろ／＼適切な御意見を伺い

ました。特にその中において税務職員の旅費とか、超過勤務手当というものが、相当不足しておる現状にあるというところを御指摘を受け、御鞭撻していただいております。御指摘の点の点は十分に今後不足のないようにいうことでやつて参りましたし、またある程度はその点が改善されて参つたと考えております。ただこの際申し上げておきたいと思ひますことは、税務行政のあり方として、常時超過勤務をしていられるというやうなやり方は、いかにも正常な状態ではないのであります。これは仕事のやり方をもう少し少しくふうして行くことによつて、また年間これをできるだけ少くするというやり方をするによりまして、何とかして一時的に超過勤務を苛酷にするというやうなことをなくして行きたい。これはどうしても人間でございますから、長く夜をそくまで勉強してやりまして、自然疲弊から興奮したしまして、納税者の方にも御迷惑をかけるというやうなこともよく／＼起つて参りますので、そういうことができないやうにということ、事務計画をつくる際にもしきりに検討いたしまして、漸次そういうやうな必要をなくして行くという方向にも同時に努力して行きたい、そういうふうな考えておる次第であります。

○有田(二)委員 国税庁は税金を決定し、徴収して行く仕事をやつておるのでありまして、従つてこれに対する超過勤務手当なり、あるいは旅費なり、あるいはその他のいろ／＼の諸雑費にいたしまして、十分とまでは行かないまでも、かなりな手算が必要である。他の官庁の手算と違つて、かりに

一億円入れることによつて二十億の税収が、そう無理でなく正当に入つて来るといふことになる、これは十九億の利益になるのであります。国税庁も一つの商売でありまして、わずかな金をかけることによつて、より以上の税金が無理がなく入つて来るということであるならば、これは他の官庁と違つた観点において、予算の組み方となればならぬ、かように考えるのであります。これからぜひとも予算の面について本委員会の各委員の御協力を得て、予算の面においても十分とまでは行かないまでも、かなりの点まで他の官庁と違つた予算がとられなければならぬ、かように考えるのであります。その点将来も御協力が願ひたいのであります。

さらに査察課の問題であります。先般も予算委員会で大蔵大臣と査察官の問題について論議し、また先般国税庁長官がアメリカから帰つたので、アメリカの状況も伺つたのであります。ただいまアメリカでは査察官の汚職事件が非常に多いのであります。そして、国税局長は日本と違つて民間から選ばれておつて、その方々の汚職がアメリカでは今非常な問題になつておる。それと比較して今日の日本の状況は、アメリカのそれよりは多少いいんじやないかとすら考えるのであります。したが、ただアンパランスの点が考えられる。たとえば高松の関税局の査察課に、かりにある一定の査察課員の数があつて、それと東京あるいは大阪あたりと比べてみますと、査察課員になると、どうしても仕事をしなければならぬ。仕事をしなければならぬから、仕事をこしらえてやる。しかし四国あた

りの事件は非常に小さいのであります。東京、大阪あたりに比べますと雲泥の差がある。従つてアンパランスのものになる。そういう点から国税庁において全国の査察課をならみ合せ、人員の配置について人間がよけいいるために、必要以上の増発をするということ、で、全国的なアンパランスの状況ができて来るということをよくお考え願つて、今度の機構改革については、この点を事務当局として十分御検討を願ひたいと思ふのであります。

さらにまた査察課員の訓練であります。由來主税局から国税庁にかつた過去終戦後の状況は、まことに下廻上であります。官庁上部からの指令よりも組合の指令の方が、一時非常な力があつたという時代がありました。したが、最近においてはあなたの方の御努力によつて、下廻上の状況は漸次なくなつて参りました。上司の命令が徹底する、特に東京国税局に例をとりまして、税務署長にある程度人事に關しての意見を聞くというやうなことにまつて来まして、署長の命令が徹底するやうになつた。一時課長が何だ、署長が何だという空氣が各税務署にありまして、そのためにもしろくくない事態を生じたことは遺憾であります。その点は最近のやり方が非常によくなつて参りました。そういう点で漸次下廻上がなくなつて来た。しかし査察課の中ではまだ下廻上の空氣が非常に多い。法律をたてにして、われわれは法律によつてやるのだ、課長が何だ、部長が何だ、局長が何だというやうな空氣が非常に濃厚であります。これらの運営については、国税庁長官として一番氣

を使つておられる点であらうと思ひます。査察官のあり方というものは、今日の検査官の検査のあり方と同じでなければならぬ。上司の命令をよく部下が聞いて、そして一定の国税庁長官の方針のつとめて、査察官の運営がなされなければならぬと思ふのであります。最近の一つの例として、東京においてある会社が査察された。これは間税出身の査察課員であります。お前、小菅へ二、三日行つておれ、あるいは今晩全部お前たちを返さないといふやうな脅迫的言辭を弄して調べるといふ向きが多い。一般に法人税出身の査察官はそこまですごい調べ方をしないのであります。間税出身の査察課員というものは調べ方が非常にひどい。大阪の例をとりまして、大阪ではよく、これから検査へ連れて行く、お前はこれから検査へ電話をすれば、すぐひつぱり込まれるといふやうな方法によつて、すみやかに税決定をやるというやり方が多いのであります。これらの査察課員に対する国税庁長官の御方針を承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 査察行政につきましては、ただいま有田さんのお話の通り、私も最も頭を悩まし、またこれが適正化について常々努力して参つていられるのであります。当初インフレの進行時代におきましては、相当脱税の態様も一般的でありましたし、また納税思想の高揚という面から申しまして、相当何と申しますか、勇猛果敢に査察が行われざるを得なかつたという実情にはあつたと思ひますが、それにしてもそのやり方が、あまりに度を過ぎてゐるのではないかと、この反省をい

たしまして、一昨年以来、実は査察官の教育という面に非常に重点を置きまして、特に二十六年度におきましては、査察官が少くとも年間一回の講習訓練を必ず受けるという程度にまで、訓練を徹底して参つたわけでありまして。しこうして査察事件の立件自体につきましても、従来はそれほど大きな資料を持たずに査察したような例も間あつたのでありますが、十分に資料を整えて、ほんとうに嫌疑あり、客疑ありという場合に、初めて査察するという体制に切りかえた次第であります。その結果といしまして、事件数はぐつと少くなつて参りました。その内容それ自体は進歩して参つたというふうに、私もは見えておるのであります。なお査察官の訓練につきましましては、常々非常な注意を払つておるのであります。が、何といたしまして中にはたまたま御指摘のようなものもございまして、今後そういうふうな気風の絶滅を期して行きたいと、私も考へておるのであります。もちろん査察の問題につきましましては、絶えず會議その他の機会を持ちまして、私どもの考へていることを十分徹底いたします。し、また個々の査察官が独立して動くということ、絶対に避けるようにしようことについては、特に注意いたしまして、最近それが徹底して来たのではないかと、いふに私もは見えておるのでございます。なお遺憾な点も聞かろうかと思ひますが、そういう点はいろいろお知らせをいたしまして、ぜひ是正して行きたいというふうな考へております。

なお査察課の職員数が、各局によつてアンバランスになつておるといふ

点は私も認めております。当初申告所得税の納税義務者の数とか、脱税の数とかいふものを基準にいたしました。定員の範囲をきめたのでございまして、その後の納税義務者の数も、特に申告所得税につきまして半分程度に減少したのであります。しかもその減少の割合が、農村地帯に非常に大きく減少いたしました。従つてどうしても新しい観点から、この査察官の定員の各局に対する配置を考えなければならぬという段階に入つております。これは所得税について言えるのであります。が、昭和二十七年からは新しい定員配置によつてやつて行きたいというところで、たまたま検討しておる次第であります。

○有田(二)委員 もう一点お聞きしたいのですが、査察は、御存じの通り犯罪客をもつてこれを呼んでおるのであります。大阪は、私がちやうど大阪選出でありますので、大阪の財務局に話しまして、鉄筋の三階建の建物を一つとつて、そこに査察課を置いて、そして調べ室という意味ではありませんが、応接室の形で四部屋と、また倉庫を一部屋とつておる。ところが、名古屋の査察課にしまして、東京の査察課にしまして、他の調査課その他と同じように混然として部屋の中にたくさん入つておる。この場合に、犯罪客をもつてこれを国税局に呼ばれる場合は、その方々の名譽といふものを十分考慮に入れてもらわなければならぬ。また少くとも脱税客と呼んでいゝ人間に、たくさん人間の前にいろいろな話を聞くといふこともなか／＼たいへんである。従つて今度の予算の中で、査察課の調査室といふものは当然設けて、そうして犯罪客で来ておられる方々の名譽をよく考へになつてやつていただきたい。特に私は先般も自動車事件を申しましたが、自動車の各局にあるのでありますから、雇入れの自動車で査察官が脱税客を持つていゝる所を急襲するといふ場合に、その雇入れの運転手からあそこの会社は、あそこの商店は脱税客で査察が入つたのだといふようなことが他に漏れることは、その方々の信用なりまたいゝ／＼な点で、迷惑をかけることが非常に多いのであります。そういう場合は、局の自動車をもつてこれに充てるというふうな方向で行くべきだと思ふのであります。が、やはり国税庁は各局において非常に封建的でありまして、総務部長とかなんとかいふものは自動車をもつて／＼使つて、調査査察部の査察課になるとつと末端にきて、なかなかそこに自動車が行かないといふ感じがするのであります。しかしながらその査察課のあり方といふものをよく御検討願つて、犯罪客で調べられる方々の立場も十分考へ願ひ、この点の運営をよろしくやつていただきたい。並びに、ただいま申しました調査室についても、すみやかに査察課のそつた設備を私はやつてもらいたい。

もう一点は、査察課員の待遇の問題であります。査察課の仕事といふものは非常にむずかしい仕事であり、おそろしく国税局の中でも査察課員になりたがる人が少い、あるいは査察課員がやめたがつていゝるという例が、全国にたくさんあるものであります。非常にりつぱな人物である、あゝいゝる人によめてもらつては困るといふような人がやめて行き、やめてもらいたいようなやつは、なか／＼がなばつてやめなさいといふような例を見るのであります。査察官といふものは他の調査官なりほかの税務署員より一段と格を上げて、給料の問題なりその他の待遇の問題なり、それからまたある所を襲つた場合において、その晩の夜食その他の費用についても、査察課員に対しては十分の手当をしておかないと、査察課員が汚職を犯すといふようなことになつたら、いゝ／＼税金のあり方からいゝて、私は非常に憂うべき問題になると思ふ。これらの点について、国税庁長の御所見をこの際伺いたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 査察課に関する調べ室の問題でございますが、これは昨年の九月以来、国税庁としては最初局全体の仕事のあり方を検討してみたいといふことで、東京、名古屋、福岡、大阪、関東信越の五局について総合視察といふものをやつてみたのであります。その間において、私も指摘しました最大のポイントがたゞいまの点なのであります。もと／＼一昨年来、納税者に対する親切という点については、非常に強調して参りました。関係といひまして、税務署等においてはそれらの施設は、もちろん経費が不足でありますから十分なことではございませんけれども、たとえばいすを置くとか、お茶を出すとか、火ばちを置くとかいふような程度のことには、だんだんできて参つたのであります。また特にお話できるような設備も、スペースさえあればできるというふうな状況になつて参つたのであります。が、局の段階におきましては、この点が非常に

不備であるといふことがはつきりしたものであります。これは率直に認めざるを得ないのであります。従つてその総合視察の結果として、とにかく最も急務とする事項は、査察についての調べ室の設置であるといふふうに考へまして、その指示をさつとくいたしまして、来年度——東京局におきましても工事は一部はかかつておるような次第であります。が、名古屋局におきましてもそういう点を考へまして、急速にこれを実現することにいたしております。ただ何分にも庁舎が非常に不足であります。特に名古屋局等におきましては、机も全部並べられないという状況でありますので、それ／＼他の部において無理をしなければならぬといふような実情にあるのであります。が、ある点の無理は押し切つても、最も重要な人権に關係があり、その他納税者の利害休戚に非常に重大關係があるところの調査、査察の面に重点を置いてやつて行きたい、そういうふうな考へております。

なお査察官の待遇の問題であります。これは米国の制度等も調べておるのでございまして、米国等におきましても、待遇は根本的にはかわつていないのであります。ただ一点、恩給年限が短縮できるという点が、米国の法律においては認められておるのであります。日本におきましては、その点の特例はまだ認められていないのであります。が、とにかく何らかの方法によつて査察官に報いたいという方向で、あらゆる努力を傾倒したいというふうな考へております。

○有田(二)委員 協議団の問題であります。が、最近国税庁長官の御努力によ

りまして、協議団の運営が大体軌道に乗りつつあるという感があるものであります。さらにまた各局においても、協議団には局長みずから非常に関心を持っておられるという事は、非常にけっこうだと思ひます。さらにその点の御努力をお願いと同時に、最近この前の人事異動で、関東信越の協議官から一人増長が出た。最近大阪におきましても、浪速税務署長に山本半五郎氏、また直税課長が一人、こういう状態になつて来たこと——先般私人事の点を特にお願ひしておつたのであります。これが実現されて来たことは、同時に喜ばしく思うのであります。同時に協議官の方々の志気も非常にかわつて来たと思ひます。どうか協議官といふものが姥捨山といふことにならないうように、ぜひともさらに人事交流の点について長官の御協力を仰ぎまして、そうしていい人を協議団に置く、またその中から署長に栄転して行く、あるいは課長に栄転して行くというあり方に、さらに関心を持つて御努力願ひたいと思ひます。長官の御所見を承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 協議団の定員は当初八百名を予定しておりました、八百名の配置を全国にわたしたのでございますが、その後実際の結果を見ても、二十五年度の所得税につきましては、更正決定の数が非常に少かつたというやうな事、並びに法人につきましては、更正決定に伴うところの審査の請求が割合に少いというやうなことのために、仕事の対象がそう大きくないということがはつきりいたしました。

で、昨年の八月にこれを六百名に減少いたしましたのであります。しかしながら同時に他面におきまして、ただいま有田さんの御指摘の通り、税務署等におきまして、協議団に行つて訂正されるくらいならば、われ／＼の方で訂正したいという、小さなな張り意識といふやうなものが暗黙のうちに大きくなつて、それが協議団運営にある程度の支障を来しておることを認めましたので、それらの点を何とかして打破して行きたいといふことで、これが改善をはかつて参つたのであります。なお今後の運営の問題といたしましては、今回御審議を願つております所得税法等におきましても、改正を織り込んでおるのであります。協議団の運営がさらに適切に、さらに重要な意味において利用されるやうな方向に向つて、制度の改正もいたしますし、また運用の面においてもぜひその方向に努力を續けて行きたい、そういうやうに考えておる次第であります。

○宮腰委員 物品税の問題をちよつとお伺ひしたいのです。今回物品税の問題が上程になつておらないやうでありますが、物品税にも生活必需品物資に関するもので重要な問題が、たくさん中に包含されております。こういう税金は軽減あるいは免税されない。ところが消費税のように、高級品に至つては全然税をとらない。この点について是有田委員からも前回の委員会でも申し上げたやうであります。私は物品税は根本から全部やり直さる必要があるのじやないかと考えております。たとえばあめのようなものは生活必需品であります。これには税がかかつて、マツチのようなものにも税がかかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

かかつて、昨年の八月にこれを六百名に減少

い。抽象論としておそろく宮腰さんもうて、御答弁をいただいていないので

○平田政府委員 免税点の問題も、やはり必需品を除外する意味で設けてやつておるわけでございますが、これもやはりあまり限定しますと、収入がわずかなつてしまひます。その辺の加減がありますので、現在としましては原則として免税点も動かさないので行きたい。ごく微細のものについてどうするかといふやうな問題は、若干検討の余地があるかと思ひますけれども、原則としては動かさないという方針をやつたらどうか、かように考えております。

○佐藤委員長 午前中はこの程度にとどめまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○佐藤委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

去る十八日本委員会に付託されました財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。本案につきましては、十二国会末に本委員会に付託され、全会一致をもちまして可決された後、参議院の継続審議を経て、今回修正の上参議院より送付された法案でありますので、政府当局の提案理由の説明はこの際省略し、修正点につきましてその修正の経過並びに内容を、便宜政府委員に説明させたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないやうであります。

廃止するかしないかという問題について、御答弁をいただいていないので

○平田政府委員 免税点の問題も、やはり必需品を除外する意味で設けてやつておるわけでございますが、これもやはりあまり限定しますと、収入がわずかなつてしまひます。その辺の加減がありますので、現在としましては原則として免税点も動かさないので行きたい。ごく微細のものについてどうするかといふやうな問題は、若干検討の余地があるかと思ひますけれども、原則としては動かさないという方針をやつたらどうか、かように考えております。

○佐藤委員長 午前中はこの程度にとどめまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○佐藤委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

去る十八日本委員会に付託されました財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。本案につきましては、十二国会末に本委員会に付託され、全会一致をもちまして可決された後、参議院の継続審議を経て、今回修正の上参議院より送付された法案でありますので、政府当局の提案理由の説明はこの際省略し、修正点につきましてその修正の経過並びに内容を、便宜政府委員に説明させたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないやうであります。

ますから、さよう決定いたします。西村政務次官。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案（第十二回国会内閣提出 衆議院送付継続審査事件）
本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつてここに送付する。
昭和二十七年二月十八日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義治郎

（小字及び一は参議院修正）
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

（財政法の一部改正）
第一条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができ

る。
前項の規定により数年度にわたつて支出することができる経費は、これを継続費という。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。
前二項の規定により支出することがで

きる経費は、これを継続費という。
前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき更に審議することを経るものではない。
第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができ

る。
前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができ経費は、これを繰越明許費という。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは継続費の総額」を加える。
第十六条中「歳入歳出予算」の下に「継続費、繰越明許費」を加える。

第十七条及び第十八条第一項中「歳出」の下に「継続費、繰越明許費」を加える。
第二十条第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という）」に改める。

第二十一条中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。
第二十二条中「歳入歳出予算」の下に「継続費、繰越明許費」を加える。

第二十三条中「その性質」の下に「に從つて部に大別し、且つ、各部門においてはこれを款項に区分し」を加え、「部に大別し、且つ、

各部門においてはこれを款項」を「これを項」に改める。
第二十五条を次のように改める。

第二十五条 継続費は、その支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。
第二十八条第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二項を加える。

九 継続費についての前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

第三十一条第一項中「歳入歳出予算」の下に「継続費」を加え、同条第二項中「歳入歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。
第三十二条中「歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十三条第一項本文中「歳出予算」の下に「又は継続費」を加え、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。
第三十四条第一項中「国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という）」に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出

担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は「支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め」に改め、同条第二項中「支出負担行為又は」を「及び」に改め、同条第三項中「支出負担行為又は」及び「支払計画」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ）の実施計画に關する書類を製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。
第三十七条の次に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。
第三十九条及び第四十条第二項中「歳出決算報告書及び」の下に

「継続費決算報告書並びに」を加える。
第四十二条中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度」に、「歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終りなかつた経費の金額」を「終りなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する経費の金額を含む）」に改める。

第四十三条第一項中「前条」を「第十四条の三第二項又は前条但書」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第四十三条の二 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終りなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができ

る。
各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
前条第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

（会計法の一部改正）
第二条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。
第三十九条及び第四十条第二項中「歳出決算報告書及び」の下に

「継続費決算報告書並びに」を加える。
第四十二条中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度」に、「歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終りなかつた経費の金額」を「終りなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する経費の金額を含む）」に改める。
第四十三条第一項中「前条」を「第十四条の三第二項又は前条但書」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第四十三条の二 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終りなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができ

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（歳入徴収官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官といふ。

第五条中「官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者（以下歳入徴収官といふ。）を「歳入徴収官」に改める。

第十条中「財政法第三十四条」を「財政法第三十四条の二」に改める。

第十二条中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四条」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三条から第十三条の四までを次のように改める。

第十三条 各省各庁の長は、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故があ

る場合（支出負担行為担当官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合において、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といふ。

第十三条の二 支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四条第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができる。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四条第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三条の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所

掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為認証官（第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為認証官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官といふ。

第十三条の四 前条の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三条の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支

出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができる。

第十四条第二項中「認証」を「確認又は認証」に改める。

第十六条中「官吏」を「職員」に改める。

第十七条中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八条第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三条中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四条から第二十五条の二までを次のように改める。

第二十四条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

号中「官吏」を「職員」に改め、同条第三項中「支出負担行為の承認」會計法第十三条の二の規定による支出負担行為の承認を「支出負担行為の承認又は承認（會計法第十三条の二の規定による支出負担行為の承認）」に改める。

○西村政府委員 ただいま委員長から御報告がありましたように財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の原案を、昨年の第十二国会に提案申し上げまして、全会一致をもちまして衆議院を通過、その上参議院において審議を十二国会において行われたのでありますが、継続審議になりました。先般十三国会におきまして、ただいま委員長から御報告がありましたように修正されました。ただいま当委員会に付託になっておる次第であります。その提案の理由そのものにつきましましては、第十二国会におきまして詳細申し上げた際、さらに他の政府委員からも詳細御説明申し上げましたが、参議院の側における修正点につきましまして、本来ならば、参議院の修正提案された方々が御説明に当るべきであります。その長き期間慎重審議に際し、政府委員といたしましても関係をはかりましたので、便宜上修正点を要約して申し上げたいと思ひます。

この修正点は三つございします。最も簡単な修正点は、附則の改正でありまして、これは継続審議の結果、当初の施行期日を、継続審議にいたした結果、施行期日をおのずから変更せざるを得なくなりまして、昭和二十七年四月一日に延期するのやむなきに至つた当然の修正であります。

次に残る二つの修正点のうち、第一点は、この法案の十四条の二に規定したとおり継続費制度の問題でございます。継続費につきましては、新しくこの法案の改正によつて継続費制度が起されたわけでございします。原案におきましては、数年度にわたつて継続費は支出することができるといふ条項になつておるのであるが、継続費につきましましては、何ら年限について制限が付してなかつたのでありますが、参議院における審議の結果、これを「当該會計年度以降五箇年度以内」というふうに制限をいたしましたわけであります。しかしそれで予算の運用上不便を生じますので、「但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができ」というふうな但書を加えておるわけでございします。この意味では国会の審議権を尊重されておるといふ趣旨に、解釈ができるわけでございします。

第二は、さらに右の継続費につきましまして、その年度割を後年度におきましても審議し、場合によつては修正議決できるといふ点を明らかにするため、特にこのういふ条文を設けて加えたのであります。「国会が、継続費成立後の會計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することゝを妨げるものではない」というふうなことをいいたしております。以上三点が修正の点でございます。なお詳細が必要ありますすれば、法規課長も見えておりますので、御説明申し上げます。

○佐藤（一）政府委員 ただいま政務次官から申しましたが、私からちよつと補足して申し上げます。附則の改正につきましましては、特に御説明を申し上げる必要はないと思ひますので、一番議論になりました継続費につきましまして、重要な二点の修正について御説明申し上げます。

最初は、年限を制限するという修正でございます。これにつきましまして政府といたしましては、予算審議の際に、どうせ個々具体的に継続費についての審議は行われる。従いまして政府が十年で出したものは、五年に国会が御修正になることはできるわけでございします。これは予算審議において十分できるという考え方のもとにおいて、継続費については特別の年限の制限を設けなかつたわけでございします。これは旧憲法下におきまして認められまして継続費におきましても同様でございします。参議院におきましても修正して、五年ということにされたわけでございします。が、継続費につきましても、あまり長期間のものを認めることは、国会の審議権を實際問題として拘束するおそれがある、こういう議論もございまして、一応五年間ということに限られたのでございします。しかしながら予算の内容というものはきつめて複雑多岐でございまして、必ずしも五年に限るといふことが一律にできるといふことばかりも言えませんが、場合によりましては国会が予算の形で議決をいたしたとしても五年という年限を延長することもできるということになつております。但書によつて、いざという場合を十分救ふようになつております。そういう意味からいたしますと、実体的にはほとんど政府の考え方と違ひがないということになりますので、

私どももこの修正には特に反対をしない、こういうふうに考えておるわけでありまして、

それから次の重ねて審議することができるといふ点でございします。これについては継続費制度につきましまして五年から五年、十年から十年という年限のきまつた予算が議決になりました場合に於いて、後年度以降その年限を国会といへどもあらためてこれを審議し、かつ修正することができないという、極端ないわゆる継続費中心主義的な考え方が成り立つわけであります。そういう考え方は形式的には成り立つのでありますが、實際問題として非常に困るといふ議論が、参議院では大部分でございしました。もちろん国会が最高の機関である現在におきまして、国会が毎国会自分自身以前の国会においてすでに議決したことについて、も修正し、審議できるという権能を当然保留する必要がある。しかしながら継続費については、特にその点について多少の疑いを持つおそれもあるもので、すけれども、特にこのういふ規定を念のため置いておいたかどうか。重ねて審議できるといふ表現を、そのために特に使つてあるわけでございします。これにつきましましては政府といたしましては、特にこのういふ規定がなくともできるといふ考えを、前から持つておりましたが、内容につきましましては何ら反対すべき筋はございしません。大体以上が修正のおもなる点でございします。

○佐藤委員長 修正点の説明は終りました。これより本案に対する質疑に入ります。

○川島委員 ちよつとこの機会に若干お尋ねしておきたいと思ひます。この

事柄について私があらためてお尋ねをすることは、若干筋の通らないところもあるかと存じますが、私は前国会で本案の直接の審議に當つておりませんので、それを了承されまして、この機会の質問することを御了承願ひたいと思ひます。

それは「国は、工事、製造その他の事業」とありますが、工事といふことについてはわれ／＼常識上の判定ができるのですが、製造となると、なかなか広汎なものになつて行くのではないかと思ふのです。たとえば平和産業に關連のある製造もあるでしょうが、またそうでない、いわば物騒なもの製造を行うことがないとも限らぬと思ふのでありますが、この製造はいかなる物体の製造にも、これが適用されることになるか。その点は本来ならば、私はこの製造の問題について、また工事の問題についても、ある程度の制限を付すべきではなかつたかと思ふのですが、これによると工事、製造一切の制限もなしに、工事と名のつくもの、製造と名のつくものは継続費を計上して、それが可決されれば実施に移されるということになるのであります。が、どういふ見解でそういう制限を設けなかつたかといふことについて、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○佐藤（一）政府委員 ただいまの点は、年限のときにちよつと申し上げたのでございしますが、予算の内容といふものは非常に複雑多岐である。そこでその予算そのものの内容は、国会において予算審議として特別に審議されるわけでありまして、その際に適當でない内容のものであれば、国会がこれを削減せられることは少しもさしつかえ

ないわけでございます。それで個々の具体的な内容につきましては、予算の審議においてお取上げ願うということにいたしました。特に法律においてこれを制限するということは、予算の提案の内容を制限することにもなりますし、不適当であるということで、特別の制限を設けなかつたのであります。

○川島委員 もう一つお尋ねします。その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合とある。今提出されている財政法の改正ができたものとして編成されております。今度の予算の中で、私の記憶違いでないならば、継続費は確かに一方が三箇年、それから一方が四箇年ではなかつたかと私は記憶しているのです。そうすると今政府の出している予算において、三年で完成し、あるいは四年で完成するのにかかわらず、継続費として出ているというところは、この「数年度を要するものについて」という事柄と抵触するのではないかと、こういう感じがするのですが、その点はどういうことでしたか。正直に言うといふ感じがしております。確かにそういう予算ではなかつたかと記憶しておりますが……

○佐藤(一)政府委員 今回提案になつております継続費には三年のもの、四年のもの、五年のものがございます。たしか関門トンネルは五年であつたと思ひます。それで数年度という言葉を、これは漢語の解釈になるわけでございます。数という字をどの程度に解釈するか、漢語の専門家の解釈があると思いますが、御承知のように旧憲法時代からこの継続費の規定がございまして、そのときからこの数

年度という意味を三年も四年もあるいは十年のような場合にも、非常に広く解釈して来ているわけでありまして、それで財政法の見地からいたしますれば、この数年度というものは厳密な意味でなく、非常にゆるやかに考えていいのじやないか、こういうふうな気持で規定をしていくわけでありまして。

○川島委員 そうすると現に予算に載つておりますのは、今申されたように最低のものが三年、最高のものが四箇年、数年度としたか、それが五年ということ、数年度の数という言葉は五年ないし六年あるいはそれ以上で、それ以下のものを数という言葉で表現すること、これはわれわれの社会通念ではあまりないわけですが、われわれの社会生活においても、たとえば二日、三日間を要する場合にこれを数日要するとは言わないのが、われわれの社会的通念であります。それがこの文章から行くといふと、それがこの予算に計上され年とある。しかも今の予算に計上されている継続費との関係は、最低が三年で最高でも五年、その事柄とこれは通念から行きますと、どうも大きな矛盾があるように私は感ずるのです。この数年という表現の仕方は非常にあいまいなものを包んで行く形になるのではないかと、何かもつとこれは明確にすべきではなかつたかと私は気がついておるのです。数年といふばたれも五年以上と感ずる。二年ないし三年ぐらゐのものを数年度とは、われわれの通念では考えられない。同時にまた法律の表現としても適当とは思はれないのですが、その辺の見解はどうですか。

○佐藤(一)政府委員 いろ／＼そういうお考えも成り立つかもしれないが、私どもといたしましては一種の例示的に、まあわかりやすくということをお願いしておりますが、旧憲法のときから用いておりました、大体多くの場合やばり数年度のものから来ても多かつたのでございまして。五までが数に入つて四は入らぬかどうか、そこは私もはつきり申し上げかねますが、しかし大体五年からいふものが従来の継続費の例で大部分でございます。特異な例もあるわけでありまして、従来からそういう考え方で来ているわけでありまして、そうした気持を法文の上で例示的に現わしたものであるというふうに、お考え願ひたいのでございまして。

○川島委員 私は議論をするつもりはないのですが、そうすると今後二箇年で終ることについても、三箇年程度で終ることについても、政府はこの「数年度を要するものについて」ということによつて継続費を計上する。そういうことになると、今の人はそういう説明を聞いてわかつて、われわれ以外のもので、あるいはまたこれに携わつておらなかつた当局は、そういう点の通念上から言つて、非常に錯覚を起す問題をおこして残しておるのではないかと、思ふのです。これをむしろ明確に、三年以上を要するものとか、四年以上を要するものについては、というふうな改めを行つた方がきつめて明確で、法律の用語としてもその方が条文として整いがあるのではないかと、思ふのです。が、課長の意見はどうでございましょうか。

○佐藤(一)政府委員 今申し上げましたように、大体継続費の制度がどういふふうな運用されるかということに置いて、例示的に掲げた規定でござい

ます。従いまして政府としては非常に幅を広く考えておる。また三年ないし四年以下はいかぬというふうな最低限を設けることは、継続費の制度を認めた建前からしても、政府としてはそういう考えを持つておらぬわけでございます。特に二年のものはいかぬ、三年のものはいかぬという気持は持つておりません。従来からこういう例示的な規定で、ずつと了解をされて来ておるものであるだけに、その表現を使つたようなわけでありまして、ただいまのところはこの案のままでいいのではないかと、こう考えておるわけでありまして。

○川島委員 どうもわれわれの常識から行くと納得しかねるようなものが若干残る気がいたします。そこでまたこのお尋ねをすることもどうかと思つたのですが、ついですが承つておきたい。工事と製造はわかりましたが、工事、製造以外のその他の事業ということになりまして、例示的に申されますとどういふ事業になりますか。

○佐藤(一)政府委員 従来の例でございまして、たとえば国勢調査を三箇年かかつてやるというような場合には、三箇年の継続費をとつておりました。補助金等につきましても、これは工事にもなりますが、同時に補助にもなるという場合がございます。直轄の工事に伴ひまして、中央の幹線は国でやつて、そのまわりの地方的な排水線路は地方がやる。これは補助金で行くというふうなことも考えられます。それから御承知のように政府には各種の企業特別会計等もございまして、これらにつきましましては、大きな工場の建設と

かいろ／＼な事業の建設事業がある。そういうような点も頭に入れて規定してあるわけでありまして。

○川島委員 法規課長にお尋ねするところは、これも若干筋違いの趣があるのですが、この法案を審議する経過の中に、そういう考え方に疑問があつたというところを、私は速記録に残しておきたいと思つたので、お尋ねしておきます。

それは、なるほど国会法の各法規を根拠にいたしますと、前国会に審議未了となつた案件を継続審議に付して、しかもそれが衆議院で先議されて参議院の継続審議にまわる。しかも参議院においては大幅な修正をされて来たというものが、今度のこの財政法、会計法等の改正です。しかも私の率直な感じでは、何か法文を大幅な広義の解釈をして、牽強附会的な継続審議で、しかも参議院においてそれが修正となる。そういう場合には、私は別な立場に立つて、政府はあらためて新たな法案として、衆議院にまずこれを提出するという形で行くべきでないかというところを感ずるのであります。それと同時に、もう一つは、財政法はかりそめにも他の一般的な経済法、税法等と違ひまして、少くとも予算を編成いたします不可分の重要な資格をなすものである。しかもその予算の先議権が衆議院にあることは、憲法上明白に規定されている。この衆議院の予算の先議権という精神解釈から言いますならば、少くとも予算の編成にあつたての不可分の関係にある根本的な、しかも財政法の改正のごときは、この憲法の先議権の精神にかんがみまして、当然この法の先議権も衆議院になければならな

い、こういうふうなわれ／＼は、憲法で衆議院における予算先議権の確立されたこの明白な法文を解釈したものであります。この事柄については、一応国会法の現状では著しい違法性というものを発見することは、まことに困難のようではありますが、本来の憲法の先議権の精神からいえば、そうあるべきではないかという感じが私にはいたすわけでありまして、そういうことについて、多年の経験を持たれ、その方面の立場におられる課長の私見でけっこうですから、この機会に漏らしてもらいたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 前の問題でございしますが、これは国会の手続の便宜の問題だと私は考えるのであります。すでに継続審議の制度を国会法が認めたのでありますから、もちろんわざわざ提案をしなくても、これを提案があつたものとして扱うような一つの手続方法を、国会法において規定されるということは、私は国会のお考えとしてもつともじやないかというふうに考へております。

それからあとの問題につきましても、これは私個人の考へとしては、川島さんのお考えに同感であります。現に英國のごとく、議事規則において予算とそれに関連する金銭法案というものは、同じに扱うような例もあるわけでありまして、しかしながらこれは立法論として国会法の問題でございまして、○深澤委員 関連して一点だけ……法案を出す場合においては、大体そうした法案が出なければ非常に不都合な事実があると思ひます。そこでこの財政法の改正に伴ひまして、今川島君からもいろいろ議論がありましたが、

第十四条の二に「国は、工事、製造その他の事業」ということがあります。工事は大体わかりませんが、この製造等の問題について、数年を要して継続して費用を出さなくちゃならぬというふうなもの、どういふようなものを予想されているのであるか。その点だけをお伺ひいたします。

○佐藤(一)政府委員 製造につきましても、今のところもちろん予算にも計上しては具体的なものは考へておりません。参議院におきましては、平和的な原子機械をいまに国がつくるかもしれないなどということも、議論された方もありました。しかし政府としては、今直接には考へておらないわけでありまして、申し上げましたように予算の内容にどういふものが計上されて来るか、これは私たちとしても今後を予測できかねます。しかも今川島さんのおつしやいましたように、法律によりましてこの継続費制度の内容をあまりに制限いたしますことは、政府の予算提案権並びに衆議院の予算審議権を、それを通じて間接的に制限する結果になると思ひます。むしろ予算については何でも政府は提案することができる、しこうして衆議院はこれを何でも審議することができるとする建前をとつておいて、そうして予算の審議の上においてこれが適当でないという場合は、適当にそれを修正、削減されるというところが妥当ではないか、こういう考へ方になつております。

○奥村委員 だいたひ議題となつております財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案につきましても、先ほど委員長から言われましてように、十二国会末に本委員会に付託され、全会一致をもつて可決された後、参議院の継続審査を経た後、参議院より送附された法律案であり、修正点について、質疑は大體尽されたことと思ひますので、この際、本案に対する質疑は以上をもつて打ち切られんことを望みます。

○佐藤委員 奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議ないようでありますから、本案につきましては以上をもちまして質疑を打ち切ることといたします。

○佐藤委員 次に、午前中に引続き所得税法の一部を改正する法律案外三税制改正案を議題として、質疑を続行いたします。深澤委員。

○深澤委員 税法改正について、主税局長に一つお伺ひしたいのであります。まず私は国民所得と税収入との関係についてお伺ひしたいのであります。御承知のように政府は二十六年年度の国民所得を四兆六千五百六十億に見ておつたのであります。二十七年年度は五兆三千四百億にこれが膨脹すると見ております。それに伴ひまして予算の規模が、二十六年年度の七千九百三十七億に膨脹してあります。また税収入の見積りにつきましても、昭和二十六年年度の五千五百九十九億から、六千二百七十七億に増収するといふぐあいに算定しておるのであります。予算の規模にいたしましても、税収入の見積りにいたしましても、国民所得といふものが基礎になつてゐるのではないかと、うぐあいに、われ／＼は理解しておる

のであります。税収の担当者である主税局長は、国民所得と税収との関係をどういふぐあいに考へられてゐるのか。そうして技術上から申しましても、この国民所得からどういふふうにして税収入といふものを抽出してゐるのか。その点についてはお伺ひしたい。

○平田政府委員 国民所得の大体の推移が財政政策、租税政策その他の上におきまして、重要な一つの判断資料になるといふ意味におきまして、国民所得の調査及びその結果が、重要な関係があるといふことにつきましては、申し上げるまでもないところだと存じます。ただ私もこの税収を見積ります場合に、おきましては、国民所得の計算に漫然と乗つかるといふことはやつておりません。これは先般もたび／＼御説明申し上げましたように、過去の課税実績をもとにいたしまして、それから一定の予想を立てておるのでござい

ます。予想を立てる場合におきましては、国民所得も同じく過去の年々の実績をサンプリングで調べまして、それから推定したしておるわけでございます。将来のものはやはり一定の生産物価等の傾向を見まして推定したしておる。従ひましてはほぼ同じような――完全に同じではございませぬ。課税所得と国民所得は若干は違つておりますが、ほぼ同じような方法で税収の見積り等をつくるということになります。申し上げることができると存じます。どちらかと申しますと、国民所得は大きな差額材料としまして、相当有力な判断材料になるし、非常に細目にわたります具体的な課税におきましては、やはりそれ／＼必要に応じて、必要な角度がいろいろ調査

をして行くことに相なるわけでございます。何でもかんでも全部国民所得の上に乗つけておるといふわけではないといふことを、御了承願ひたいと存ずる次第であります。

○深澤委員 もちろん何んでもかんでも国民所得の上に乗つけて行くといふことは、われ／＼も考へていないのであります。しかしこの予算説明書そのものが予算規模の膨脹となり、税収の膨脹となつて来るといふことでありますから、一応われ／＼は、国民所得といふものを明確にしておかなくてはならぬと思ひます。そこで私は政府が発表したところの国民所得を考へてみますと、勤労所得でも俸給から俸給をもらつて、それが営業所得になつておられます。それからまた営業者がいろいろ法人企業から物をかう。それがまた法人所得になるというぐあひになつて、結局国民所得といふものは、日本の貨幣の流通の総額であるといふことにすられ／＼は考へるわけですね。従つて国民所得といふのは、必ずしも私は国民の担税力を意味するものではないといふぐあひに考へるわけですね。ちやうど通貨が流通する、その総額が大体分配国民所得という形において形成されてゐるのであります。こういうぐあひに計算して参りますと、金を長い間持つてゐる時期においては、分配国民所得といふものはあまりたくさんにならない。ところがふところへ金を持つてゐる時期が非常に少い、火の車のようにぐる／＼まわると、国民所得は非常にふえて来る。だから国民所得が多いといふこと自体

そのときの財政事情によりまして、所得税においてどの程度の収入を期待しなければならぬか——財政収入の必要、この両面から考えまして、そのときの妥当な控除額をきめる、実はそういう考え方が毎年考へておるような次第でございます。所得税はもちろん国家公共団体の費用に充てるわけでございますが、国家公共団体のサービスの、一種の国民の最低生活費の一部ではないかという見方をする人も中にはございます。シャープ勧告に関連しまして、学者の一人に、そういう見解を持つておる人もいたようでございます。従いましては、しかし低い生活をする程度の所得につきましては、所得税はなるべく課税しないか、軽減する、所得が多くなるに従つて高く課税する、というのが、所得税の基本的考えでございます。先ほど申し上げましたような観点から、そのとき／＼に應じまして、妥当な控除額をきめて行くというのが、現在の私どもの考え方でございます。

○深澤委員 私は端的にお尋ねしたいのであります。基礎控除、扶養控除がいわゆる憲法に規定されておる健康にして文化的な生活の何れを大體予定されておるのか、それともこの基礎控除、扶養控除がいわゆる憲法に規定されておる生活に相当するものであると考へられておるのか、基礎控除というものの根本観念をまずお伺いしたい。

○平田政府委員 根本観念は私が今申し上げた通りでありまして、これはパリティ計算のような一定の方式で嚴重にやると出て来るという性質のものではなく、今も私が申し上げましたような見地から、妥当なものをきめて行け

ばいいのではないかと。それから控除しました残額に対して、いきなり全額課税するわけではございませんで、最低の税率は二〇％でございます。従いましては私のお話のように控除額を、それほどきつ／＼に考へなくともいいのではないかと、いふうに見ております。

○深澤委員 そうすると、政府は毎年のように基礎控除、扶養控除を上げて来たのですが、これは毎年上げて行く考えを持つておるのですか。

○平田政府委員 財政上減税の余裕が出て来るような場合におきましては、まずどの税をどういう方法で軽減するかという問題があるわけではございません。先般も奥村さんとも議論したかと思ひますが、なるべく公平な税金といふことになりまして、やはり所得の少いものが比較的租税力が低いのが一般の原則でございますので、控除額を引上げることによつてその分をまづ先に減税して行く。これが減税する場合一番の正道ではないかと思ひます。従いましてこの数年相当な減税ができましたので、毎年控除額を引上げて、大體部分の減税をいたして来たわけであり、そういう方針をとつて来たわけであり、今後さらにそういう場合に、どうするかと、いふことになりまして、やはり負担の状況、そのときの実際の生活の状況等を見た上で、決定すべきものであらうと思ひますので、どうも今から断定的に申し上げることはどうかと思ひます。しかし原則論は私が今申し上げましたような趣旨でございますので、減税するとなれば、控除は引上げるというのが、一つの有力な考え方であらうといふうに存じてお

ります。

○深澤委員 そこで一般的な問題についてまず先にお伺いしておきたいと思ひます。行政協定の進行に伴つて租税協定というものが取結ばれるやに、われわれは聞いておるのではありませんが、この租税協定の方は、現在どういう進行状態になつておりますか。それからもし原案があるとなれば、政府はどういう原案をお持ちになつておりますか。その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 アメリカの駐留軍に關係しました課税の問題は、行政協定の中に必要な条項を入れるという予定でございます。目下その具体的なことを協議中でございます。また最終的にまとまらない部分がございますので、公表するまでに至つておりませんので、御了承願ひます。

それから租税協定と申しますと、もう一つ、そういう行政協定と關係なく、実は國際間の二重課税を防ぐための租税協定と申しますか、所得税、法人税、相続税などにつきまして別個に条約を結ぶ。それを行政協定とは別に目下取進めております。これは下打合せの段階にすぎないものでございまして、アメリカと日本の場合におきまして、經濟の取引が頻繁になりますと、一體どこで課税するか。お互いに二重に課税しますと、納税者の負担が非常に高くなりまして、經濟交通を阻害します。そこで、二重になる分をどのようにして調整するか、そういう問題につきまして、別に租税協定というものを結びまして調整をはかりたい。先般も申し上げましたように、所得税、法人税は、所得の發生地において優先して課

税する。しかし住所、本店の所在地におきましては、やはり外国において生じたものも、全部総合して課税するでございます。発生地において課税した分を、お互いに総合して課税する際に控除しよう、そういう方法によりまして二重課税の徴税を避けたいという方向で、目下下打合せを進めておるやうな事情でございます。これも諸和条約発効後なるべく早い機会に、とりきめの段階に行けるように進めたい、かように私どもは考へておる次第でございます。

○深澤委員 そうすると、行政協定に基く租税問題は駐留軍關係のみにとどまる、それから外国の商社等が、日本商社の株券を所有したり、あるいはまた經濟行為を行つてゐるのであります。が、そういうものは、今後の租税協定によつて決定して行く、こういうやうなことになつておるのですか。

○平田政府委員 大體その通りでございます。ただ駐留軍に關連しまして、駐留軍の工事をやるために特別な民間の人が来た場合にどうするかという問題が、若干行政協定に關連してございしますが、一般の取引に關連しました外国人の課税問題は、全部一般の租税協定によつて、いふことに相なるかと存じます。

○深澤委員 次に外国人の問題について、特に御質問申し上げたいのであります。外国の商社あるいは外国の個人が、日本法人から受ける配当について、の課税の問題があらうと思ひます。この大蔵省から出された租制改正案の細目の所得税の項の中における配当——日本法人から受ける配当といふのは、外国の個人並びに商社だらうと

思ひますが、これはどのくらいの額を予定しておるのか。その点をひとつお伺いしたい。

○平田政府委員 的確な調査資料は今持つていないのでございまして、配当につきましては、今回新しく二割を源泉課税いたしますので、それによりまして日本の会社の配当を外国法人及び個人が受ける場合には、二割の源泉課税を行ふ、但し租税特別措置法で、日本經濟の再建に望ましい投資の場合におきましては、一割に軽減する規定を設けておるのでございます。一般の場合におきましては、二割の源泉課税を行うことに相なるかと思ひます。今の分は少し的確な数字を調べて、お答えを申し上げます。

○深澤委員 この配当所得に対する税額は、あなたの方から出されてゐる数字では、大體百二十億になつてゐるのではありませんか。これは全部の配当所得であります。これは全部の配当所得の分も全部入つておりますが、この百二十億のうち、外国の商社あるいは個人等の配当に対する課税がどのくらいに達してゐるかを、後日でよいのですから明確にしたいと思ひます。私の方の調査によりますと、外国の投資家が日本の資本金一千万円以上に達してゐる十数社にわたる株券を、五〇％以上も取得してゐるという事実があるものであります。これは相当多額に上つてゐるのではないかと考へますので、この百二十億の配当所得の全税額の中で、外国人の所有する株券その他に対する配当の税額がどのくらいになつてゐるか、この点をまずひとつ明確にお聞きしたいのであります。

次に、これも後日でよいのでありますが、お伺いしたいのは、特許権その他工業利用権の使用料に対して課税をしておるのであります。たとえば具体的な例を申し上げますが、ある会社が外国の商社と契約をして、その会社が相当の投資あるいは協力をするということで、ロイアルティという形において相当の額の支払いをするをとりきめております。これは特許権あるいはその他の技術等の代償ということも意味するでありますが、政府としては、それを特許権あるいは工業権の使用料として考えられておるのか、どういうぐあいに考えられておるのかという点を、ひとつお聞きしたいのであります。

○平田政府委員　今のお話の点は、具體的にはもう少し伺いしたいとはつきりしないかもしれませんが、大体特許権の使用料及びこれに準すべきようなものは、今回の改正によりまして課税することに相なる見込みでございます。

○深澤委員 もつと具体的に申し上げてますが、たとえば東洋レヨンがデユボン社と提携しまして三百万ドル、日本の金にすれば約十億円のロイアルティの支払いをすることになっておるのではありません。その第一回分五十万ドル、一億八千万円を支払つたという事実があるのであります。これらは一体、課税すべき性格のものではないかと、課税すべき性格のものではないかと、われ／＼は考えるのですが、これはどういうぐあいにお考えになりますか。

○平田政府委員 工業所有権その他の技術に關する権利、もしくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの

のの使用料に対して課税する、こういう
う法文の表現にいたしておきますので
で、お話のようなものは原則として
課税になるかと存じます。ただ非常に
例外的な場合におきましては、やや法
律上疑義のある場合があるかもしれま
せんが、そういうものにつきましては
は、具体例に応じまして判断したいと
思うわけであります。原則は大体この
条文で課税されることになるかと存じ
ます。

○澤澤委員　そういう実例が非常にたくさんあるわけですが、一体これに課税しているのかしないのかということが、はなはだ不明確なのであります。こういうものの課税の状況は一体どういうふうになつておるか、その課税額はどのくらいあるかということ、を、ひとつ明確にお知らせ願ひたいと思ひます。

○平田政府委員　そういうものは実は今までは日本に住所または営業所のありません場合においては、課税していただくのでありますが、日本に住所または営業所がなかった場合には、今までの税法では課税していなかったものであります。しかしこれはやはりその有する所得は、日本において生じた所得であるという趣旨からして、今回所得税法を改正いたしまして、そういうものに對しましても課税することにしうというのが、今回の制限納税義務者の課税範囲を拡張するという趣旨でございます。そうして二重課税の防止協定を結びまして、日本で課税のあつた分は、アメリカの税額から控除してもらうことによりまして、負担の調整をはかることにいたしました、かように考えております。

○深澤委員　今まで課税されなかつたということは、日本にとつてはまことに不幸な問題であると考えるのであります。こういう条件において日本から相当の所得が生れるということになりますと、こういう利潤を当て込んで侵入して来るところの外国資本があると私は思う。ところがこの資本が日本経済の再建のために役立つ役割を果すならばよいが、むしろそうでなく、日本商社を牛耳つて、日本商社から超過利潤をせしめて行くという結果になりますので、この点を具体的に御調査願ひまして、この税法の改正を行われると同時に、どの程度のものがこの対象になるのか、その税額はどの程度になるのかということは、当然お見積りになつて

ておると私は思う。従つてその点の資料を具体的に御提出願いたいと思ひますが、それができますかどうか。その点をひとつお答え願ひたい。

○平田政府委員　わが国の所得税法は、実は昔からこういうものにつきます。しては必ずしも課税しないことになつていたわけで、日本において事業が営まれる場合におきましては課税していいのでありますが、日本で事業が営まれていない場合におきましては、日本において生じた所得でも課税しなかつた場合が多かつたのであります。しかしこれはやはり御意見の通り、日本において生じた所得については、日本においてまず優先して課税するという考え方が、妥当であらうという考え方からして、今回このような提案をいたしました次第であります。なお課税することによつて一体どれぐらになるだらうかかといふことにつきましては、先ほどの配当と同じく、後ほどさらによく精査

しましてお答え申し上げたいと思ひます。概算の資料はあるようでありまして、後ほどよく資料を整備しました上で、お答え申し上げたいと思ひます。○深澤委員 それから非課税所得を拡張されたのでありますが、公職選挙の場合贈与を受けた金銭等は、これに對して課税しないということ、今度明確にされたようでありますけれども、これはおそらく今までも課税はしてないのじやないか。厩大に使う選挙費用に税金がかつたというようなことは、実情も聞かないし、その把握も困難だらうと思うのですが、この選挙資金に對して課税しないという趣旨は、どういふところから來ているのですか。

○平田政府委員 従来個人から選挙資金をもらいました場合におきましては、相違税を課税しないのであります。が、法人の場合でございますと、法人

の贈与というものはどうも一種の利益の分配だという観念を強く考えまして、課税しないという規定を実は差控えていた。しかしながらやはり公職選挙の候補者が、選挙法に基づきましてちゃんと届け出たものにつきましては、法人からもらった場合においても課税しない方がよいだろう。届出をしないやみの部分につきましては、よく調べまして課税すべきものは課税するというふうにすべきだと思います。それにしても、当然あからさまに公開的にやるものにつきましては、非課税にするものという規定を設けた上で、はつきりした方がよいだろうという趣旨で、今回このような規定を設けることにいたしました次第でございます。

○深澤委員　それから青色申告を提出

した納税義務者が、その事業にもつぱら従事する親族に給与を払う場合においては、五万円を限度として必要経費に算入するということでありますが、たとえば農家等においては相当失業者口を起えておりまして、次男、三男等がいるわけであります。これは給料という明確な形では支払っておりませんが、小づかいその他いろ／＼なものを支払つておるわけです。しかし農家の場合においても、そういう者に給料を支払うという形にすれば、その一人一人が必要経費として五万円を差引かれる、こういう結果になるのかどうか。この場合にはどういうことを予定されているのか。その点をひとつお話願いたい。

○平田政府委員　これは失業して、農業の手伝いもしないで遊んでおる者が、小づかいをもらつておる場合には適用するつもりはない。当然外に行

つて働けば収入があるのに、家にいて
家業を手伝つて働いている、もつぱら
農業に従事して仕事をしている、もし
て経営主から給料の支払いを受けてい
る場合におきましてはこれを認めよう、
こういう趣旨でございます。なか
なか実際上の区分がしにくいのじやな
いかという点は確かにございますの
で、よくさらに実態を調べまして、私
が今申し上げました基準に当てはまる
ように、運用の適正化をはかつて行き
たいと考えておる次第でございます。

○深澤委員 これは農村の課税にとつ
て重大な問題になると思うのです。そ
こでその農業に従事するという限度で
すが、これはたとえば日数に換算する
よりほかないと思いますが、どの程度
に従事すれば、農業従事者として認め

のかどうかという問題が起つて来る。政府としてはどの程度を考えておられるか。

○平田政府委員 お話のような点は、法の運用におけるなか／＼むずかしい問題でございまして、その認定の基準等についてもいろいろ具体的に調べてみたいというところで、目下検討いたしておるのであります。要するに実務上、皆さんの仕事にもつぱら従事して、しかもほかにはほとんど働きに出ていないということは、どういう状態であらばそういうふうな認定するか、認定の基準の問題になつて参りますが、実効が出ます場合におきましては、もう少し具体的に上げましたような概念で、今申し上げましたような概念で、できるだけ妥当な認定基準をつくるようにしたいと考えておる次第であります。

○深澤委員 これは農業協同組合法等に、農業に従事しているという資格を認定する場合には、九十日以上従事するならば農業に従事しておると認めるといふ法文もありまして、それらが基準になることが私は望ましいと思ひます。この点は御検討を願うことにいたします。

それから自家用住宅及び自作農地を売却した場合云々という文句があるわけですが、現在の農地法によりまして、自作農地の売却というものはほとんど禁止されて、税法だけで自作農地を売却あるいは交換ということを行うたわれましても、事実上多くはこういうことではないのですか、この点はどういうふうな考えでおられますか。

○平田政府委員 お話のような点が農

地法において拘束を受けておりますことは事実でございまして、地方長官の認可等を受けて売却して新しく買いかえるというふうな例は、最近もぼつぼつあるように聞いております。なお今後農業経営の合理化をはかりましためには、やはりどうしても経営者と農地の適正な交換分合と申しますか、そういうことは非常に必要だと私も農林省の方からも聞いております。そういう際における課税上の障害をできるだけ排除いたし、合理的な農業経営に役立つようにしようという趣旨で、譲渡所得税の課税におきましても、今申し上げたような改正を行おうという考えでございまして、私も農業政策の見地からいたしまして、今後何らかの方法や手続等によつて、より促進される必要があるのではないかと考えておりました。税法の側におきましてもそれらの趣旨に合うようにしたいというので、こういう考えの基

○深澤委員 そうしますと政府が農地の売買の制限を撤廃する傾向に動いていっているうぐあいに理解してよろしいのですか。

○平田政府委員 その点は私は必ずしもそう、いうふうには了解していないのでございまして。一定の制限のもとに交換分合されるというふうな方向には、将来行く可能性が多いのじやないか、それは一向さしつかえないのじやないかというふうな考えでおります。しかし農業政策の基本に関する問題でありますので、もしも必要でござい、ますれば、そういう点はお農林省と打合せて、お答えしてもつけようかと思ひますが、税法としましてはそういう場合

が相当あることを考えまして、あつた場合においても課税上障害にならぬようにしようというので、この趣旨でございまして。

○深澤委員 それから医師の社会保険に基く診療収入を源泉徴収するというのでありますが、この税率は一体どの程度を予定されているのか。その点を伺いたい。

○平田政府委員 これは前回申し上げましたように診療収入の一〇％ということ、法律案の方にははつきりするなつておりますが、要綱の方にはそこまで書いておりません。

○深澤委員 それから外国で取得した所得を総合課税する場合には、外国で納付した税額を控除するというように規定の整備をするということですが、この点の説明をちよつとさせていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 その点は実は前に

いと思うのですが、具体的な問題で少しお伺いしたいと思います。農業所得の算定にあたりましていつでも問題になるのですが、農業所得の算定の一

つかりしたものは、私は農業統計事務所の数値だと思つておられます。ところが、大蔵省としては農業統計事務所の数値を採用する方針はとつておらないのかどうか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○平田政府委員 御承知の通り、正しい所得を見出すというのが税法の要求するところでありまして、作物でござい、ますとやはり実収調査するという建前になつております。しかし同時に他の農林省の機関が同じようなことをや

つておられる場合におきまして、それをそのまま利用するのじやないか問題であります。その辺は国税庁の方からお答えした方がいいかと思ひます。大し問題がない場合、他に有力な調べがありますればなるべくそれを利用する、しかしそれがその辺の評判なり、あるいは事実調べたところと食い違ひがある、と認めた場合におきましては、

○深澤委員 農業所得の標準税率をきめる場合、新潟等においては従来相当

民団体の代表者と税務署、国税局あたりと折衝をしております。ところがどうしても農業統計事務所の数値をそのまま採用しないで、税務署は税務署としての見解を固持しているわけでは

ない、その数字すら認めないというところになると、納税をする農民の方から考えれば、まづこれは不当であると思つておられます。この点農業統計事務所の数値を大蔵省自体が採用するということの方が、首尾一貫するのではないかと考えるのですが、この点大蔵当局として十分御相談願つて、方針を決定していただきたいと思ひます。その県におきましては、農業統計事務所の数値をそのまま採用するという例も相当あるわけですが、穀倉地帯である新潟において、この問題がまだに議論されておりますが、この点はひとつ主税局と国税庁が十分協議されて、方針を決定していただきたいと思ひます。その点についての御見解をもう一ぺんお伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 先ほど申し上げましたように、農林省で調べましたものが、その地方の風評あるいは税務署の個別的に調べた例等からいたしまして、その方で特別に異を立てるほどのこともないという場合におきまして

○平田政府委員 先ほど申し上げ

をおやりになるのかどうか。その点をひとつお尋ねいたします。

○平田政府委員 お話の通り支払い基金の事務が、最近相当利用等もふえまして、なか／＼たいへんであるということは、私もよく承知いたしておりますのでございまして、今回の源泉課税は、実は給与所得の源泉課税などよりも非常に簡単でございまして、毎月幾ら払うかその合計くらいはおそらく出せると思いますが、各人ごとに払う場合におきまして、払う額の一〇％をあらかじめ控除してもらつておきまして、それを翌月の十日までにまとめて、税務署に納めてもらうというのでございまして、この方の事務はそれほど複雑ではない。比較的簡単な事務のように実は私考えておるのでございまして、勤労所得の源泉課税でございまして、御承知の通り扶養家族が何人であるか。それに税額表を当てはめてみまじとなく／＼出て参りませんが、今度の場合は、簡単に支払った額の一〇％を計算しておきまして、毎月まとめて納めてもらえばいいということとでございまして、この方の仕事はそれほどではないのか。ただ、問題は、あとで各人に幾ら払ったか、医師の支払い調書を出してもらうことになるわけでございまして、この集計があるいはちよつと手数になるのではないかと考えておりますが、その辺のところは一割源泉課税ということになりますと、資料の提出につきましてはある程度簡易化ということも、おのずから実現できるのではないかと考えておりますのでございまして、今回の仕事をやりやすために基金のふえる事務分量は、実はそれほどではないかと考えております。

うと、私もは考えておる次第でございまして、この程度でございまして、御協力願つてもいいのじやないかと考えた次第でございまして。

○丸山委員 非常に簡易なお考へのお話でございまして、実はあとの集計及び各個人々々のものを調べるにはなか／＼複雑なものであります。私ども実際にこの業務に携つております者から見ますと、支払い報酬請求書というものが実に複雑なものであります。それをやるにはなか／＼骨が折れておる。これは支払い場所の首脳部の名前を申し上げますとさわりがでるといけませんから申しませんが、首脳部の方もこういう仕事をさうに附加せられることは、相当に迷惑を感じておるといふ意向を漏らしておることを、私は伝聞したのであります。のみならず、ある相当量の事務分量をそれに負担せよということになりまして、何かこれに事務費のようなものを若干でも御交付になる御意思があるかどうか。

○平田政府委員 この支払い場所は全国に相当分散されておると思ひますが、結局支払い場所ごとに計算して出してもらうということに相なるかと存じます。従ひまして若干集計の事務等にやはり手数がよけいかりますことは、御指摘の通りでございまして、私もその点はまことにどうもお手数だと思つてございまして。しかしこれによりまして両方とも裨益するところが大きいければ、若干事務量がふえましてもひとつ御協力を願つたらどうだろうか。しこしこして源泉課税の際に交付金みたいなものを出すか出さないか。これは私も昔研究したこともござい

す。しかし税法でやはり一律にこういう義務を命ずる場合におきましては、どうもその交付金を出すのは不適当であらうということ、現在は給与所得者の源泉課税の際も、その他原稿料で源泉徴収をします際も、原則として交付金は出さないことにいたしております。その点ひとつ御了承を願ひたいと存するのであります。

○丸山委員 支払い基金の方には事務費を交付なさるぬという考へだそうでございまして、実は支払い基金の事務費といふものはどこから出ておるのかという、これは国家が出ておるのではない。おそらく全国に約三百五十万の勤労者——工場に働いてる勤労者その他官公庁等もありまして、そういう勤労者が月の所得の中から、千分の六十をもつて納めておる保険料である。その保険料は、自分の健康を守るために給付を受けるための保険料であります。その保険料の中から年額一人当り十円八十銭というものを事務費として先にとつて、それが支払い事務費といふものに充てられていくのが現状なのであります。そうしますと、若干でありましてもこの支払い基金に医者から税金をとるといふ事務、そういう事務をそこに附加いたしますと、若干といへども十円八十銭という勤労者の出しておる血と汗から出た金が、その目的以外のものに使われる。これはどうも私はあまり合理的な考へ方ではないと考へられるので、この点に対しても御考慮を願われな

いのであります。

それからその次に、「支払うべき金額が命令で定める金額に満たない場合」といふのは、つまり非常に少額なものに対しては不適当だと考へられて、限界を定められるという意思だと思ひますが、大体金額はどの辺で一体限界をおきめる意向でありますか。

○平田政府委員 前段のお尋ねでござい

ますが、これは源泉徴収をされる方の立場から考へますとごもつともな御意見かと存じますが、そういうことになりましてひとりこういうものだけではなくて、普通の勤労所得の源泉課税をしておられる方々、その他あらゆる場合に、やはり交付金を出すか出さないかという問題になりますので、これは法律に基く一つの義務といたしまして、国会で法律案が通りましてあと、ひとつそれ／＼の支払者の負担において、その事務をやつていただくというものが、現在の法律の建前になつておりますことを、御了承願ひたいと存する次第でござい

ます。

それからごく少額なものにつきましては、ある程度除外した方がいゝのではないかと、命令で除外する余地を残しておりますが、どの程度にした方がいゝかということとはなかなか實際上問題がござい

ますので、目下具体的に取調べておりまして、まだ結論を出しておりません。いづれ結論が出ましたら御報告申し上げたいと思ひますが、あまりこれをはずしますと、結局また源泉課税をした妙味がなくなつて来る。従ひまして返さなくちやならぬ人の限度が一体どのくらいであるか、そういうものと関連しまして、適切な額を定めるようにいたしたいと考へておる次第であります。

○丸山委員 この限度というものは非常に問題になる。と申しますのは、医者といふものの今の業態をよく調べてみますと、その収入の状況において三つの種類があるわけであり

ます。収入を得る得方でありまして、東京都等の大きな都市におります非常

に有名な医者——高級と申しますか、有名な医者、そういう人たちは健康保険の担当医にはなつておられない。その収入は全部がいわゆる自由診療という形で、非常に単位の高い報酬を受けておられるものなのであります。またその次の段階の人たちは、それが相半ばするとか、あるいは数割を占めるというやうな段階の方もありますが、工業地帯の場末におられる、どちらかと

言うと有名でない、またその人たちはほとんど自由診療といふものを持つておられないで、社会保険のみをもつて生活しておる方で、場合によりましてある会社と特約を結んで、その会社の近所に自分の診療所をつくつて、その工場の人たちのみを対象としておるというやうな人が、また一種類あるものであります。それから新潟県、埼玉県、岩手県、秋田県、山形県等の地方におきましては、国民健康保険組合といふものが非常に普及しておりまして、自由診療といふものがほとんどないというやうな状態で、その単価は健康保険よりは一割ないし二割低いというやうな、大体三種の医者が存在しておるわけでありまして、従つて健康保険から受ける部分だけを考へてみまして、それで一〇％というものをとつて過納になる人と、全然過納にもならないで非常

に少人といふ人、そんなものは何にもならない人というやうに段階ができて来るわけ

であります。ただいま私の申し上げました第二種の人、つまり工場地帯のある特殊の工場を対象としてやつておられるような、特に勤労者のみを相手としておられるような自由診療のない人たちが、この法律で一〇%であらうかじめ税金をとられて、しかも扶養家族が一名であるというような場合には、先般の健康保険の単価の問題で非常に紛糾いたしましたあの社会保険の歩どまりと申しましようか三〇%あるいは二五%という計算から参りますと、大体二百四十万円くらいの年所得がある方で、過不足なくこの税金が計算できる、自由診療を持つておられる人はまたそれよりはるかに少なくて済むと思ひますが、そういう人たちは健康保険の診療報酬を受けることによつて、辛うじて生活しておられるのでありまして、たとい一部でも、年末調整であろうがあるいは確定申告のときであろうが、金を返してもらへるのだといううなことであれば、とてもその人の生活というものが、完全に営まれないという階級にある人が相当にあると思ひます。そういう階級があるということをお考えになつておられる一〇%というものが適正であるとは、私どもには考えられないのであります。ただその場合においては定める限界というものを高いところに置くか、あるいは一〇%というものを變動させるとかいうような調節が行われなければ、とうていこれに対応した適正な税金を徴収して行くという状態にはならないと考えておりますが、その点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○平田政府委員 御指摘の通りなかなか問題がありますので、額をどういふふうに定めるか目下検討中でありまして、できるだけ私どもは実情に即するようになつておられると考へております。しかしある程度はやはり画一的にやらなければ、目的を達しがたいという点がございまして、若干はあとで返すことができて参りましても、これはいたし方がないと思ひます。もちろん生活の非常に苦しい中でありまして、一〇%天引きされましてもあとで返つて来てもどうもつらい、こういう事情は私どもにもわからないではございませう。その点でとりつばなしということになりますとまづたぐお気の毒であります、しかしあとで一定期間に返すというようにいたしませう、まづそうしなうでできないものでもない方々が数から言つても多いのじやないか。例外が全然ないわけではないと思ひますが、一般のお医者さんの方々の納税しましてはやはりこういう制度を採用した方がよいのじやないか。できるだけそういう点がないように実情に即するようになつて、そういう方向で妥当な額を見出したいと思ひますが、完全にするというところになると、むしろ源泉課税をしないで申告納税がよいのじやないかというところと、むしろするわけでありまして、しかしこれによつて相当便宜を受けられる方々が多い、役所の徴税も非常にうまく行くというところでありますれば、やはり私どももいたしましては、こういう制度を實行した方がよいのじやないかというふうにお考へておられる次第でございまして、しかしその辺は額をきめる際において、なるべく実情に即するように検討

してみたいと考へておられる次第でございします。

○丸山委員 たいへん幅のある御答弁なのであります、私も聞き及ばないところの法規定でございまして、命令以下に分けては私ども直接に関与するものはできないのであります。従つてこれからのどこに境界を置かれるかということがわからない状態に於いては、私どもこの法律案の審議はよほど困難であると感ずるのであります。若干困る人が生ずるかもしれぬというお話をございしましたが、若干といへども困る人ができては困る。税金は正しくその人から公正にとられることが望ましいのであつて、あらかじめとつて過分な人が必ず出るであらう、それは少数かも知れないが、とにかく出るであらうということと予想して、困つても少数だからよろしいというお考へで、この税法をお扱いになつては國民は困ります。しかも困る人は何ら生じないということと原則として、この法案を審議しなければならぬと思ひます。またこれによつて利益を受ける人はもちろんあります。利益を受ける人はあるけれども、その人たちは比較的恵まれた階級の人なのであります。恵まれた階級にある人で便益を受ける人が多いからといつたとこゝろで、非常に困る人ができるならば、これは考へなければならぬ。私はこの点を主張したのであります。しかもこの法律においては國民健康保険が全然除外され、これは調整にも困りだろつたといふことは當然考へられますが、先ほどお話のございました國民健康保険の方が、総額においても総金額においても、取扱つておられる人員にお

ても圧倒的に多い。この圧倒的に多い部分がやはり収入でございしますから、当然所得税の対象になるわけでありまして、従つて少数の部門しか占めておらないところの健康保険が、その一〇%を源泉的にとつておられます、大多数の地方村におきましては、あなたはさつき親戚から分割的に納めさせる方が、あとで一ぺんに納めるよりは案外あるとおつしやいしましたが、それはカパーにはならない。それはなぜかと申しますと健康保険として扱つて先に国民健康保険の方はたくさん扱つていないので、恩恵を受ける部分は少いから、非常に多額を納めなければならぬので、恩恵を受ける部分は少い地域に医者の業態によつては非常に便益を受ける人、親心といううなものは何にもならないという人、非常に困る人と相錯している。それを一律にしなければならぬのであるから、これを考へていただかなければならぬ。その点に対してはどうお考へになつておられますか。

○平田政府委員 健康保険の調係を調べてみますと、今回源泉課税の対象になる部分が二十六年度分の調べでございしますが、全国で約二百八十五億、國民健康保険は若干資料不十分な点もございしますが、厚生省の調査によりますと八十一億八千万くらいでございまして、額から申しますとやはり源泉課税の対象になる社会保険の分が大部分でございします。

それから少額所得者にはあとで返すものを絶無にすべきだといふ議論は、別に反対するわけではございしません。従つて私もなるべくその趣旨を命令できめたいと考へておりますが、しかし完全にできるかと申しますと、正直に申し上げまして完全にはむずかしい。若干の人はどうしてもあとで返す人が出て来る。そういう場合におきまして、そういう人がいるから制度の根本を全部こわすかという問題でございしますが、これは考へ方でありまして、とりつばなしといふことは絶対に避けなければならぬと思ひますが、あとで返すという制度をとつておられます以上は、その辺は若干伸縮性を持つて御判断願つてもよいのではないかと。これはその他の源泉課税あるいは徴税の場合においてもそういう例が相当ございしますが、そういう点については、全体としてこの制度がいい結果を生む場合においては、若干の弊害があつても制度としては採用する、こういうことで行くのが制度を考へる場合の大体の趣旨ではなからうか。重ねて申し上げますが、あとで返さないといふことならば、まさに今お話になつた議論の通りであると思ひます。その間の金利と金融の不便を与える意味におきまして、確かに困られるということとを否定するわけではございせんが、あとで返すといふことでございまして、そこは程度の問題と考へられますので、その点はよく御了承の上御判断をお願いしたいと存する次第でございします。

○丸山委員 金額の数字でお示しになりましたが、國民健康保険の集計は非常に不確かなものでありまして、全国的な統計は実はできておらぬのであります。もう一つの理由は、健康保険というものには政府が保険者となつておられるのが大部分であつて、全国津々浦々までも

でございますが、収入金から必要経費を引きました所得金額が、四人世帯二十三万六千円まで、これ以下で世帯の少ない場合は十七、八万円で返すことになる。普通のお医者さんの平均所得について、最近の東京国税局管内の、日本橋、荻窪、淀橋、渋谷、千葉、木更津、佐原、銚子、小田原、加納岩というふうに、都会といふなかとをつきまぜて、二十六年度分について四百八十八人調べたところによりますと、平均所得が年四十二万五千円でございます。今年は若干それよりも健康保険の分は減るかもしれませんが、その他の分はふえるかもしれません。それから歯科医の場合は、二百九十二人調べまして、平均所得が三十一万一千円、こういうことになっております。従いまして返す人の場合は、ある一定額以下を源泉で徴収しないことにしますと、非常に少なくなつて来る。絶無はちよつと期しがないというのを、正直に私は申し上げた次第でございます。その点御了承願ひたいと存ずる次第でございます。

○佐藤委員長 三宅則義君。

○三宅(則)委員 時間の関係上三点ばかりでございますが、一点ずつお伺ひいたします。従来もあつたことでございますが、特に身に迫つた問題があります。法人につきましても、私も大法人、中法人とあると思いますが、各税務署等においてその税務署のお得意台帳、たとえば何々会社についてはお得意台帳でしてありまして、それと同じように、いつの会計年度においてはどれだけ税金が納まつたというふうな、計算を系統的にやるといふことが、漏れがなくなることだと思うのであります。そういうふうなことをお考えになつたかどうか。決算書を見て、もちろんこれに対する課税をなさるわけでございますが、われわれ民間人といひますと、お得意名簿がある。取引先はどんなに帳面がないといひましても、売掛金の帳面、仕入の帳面はきつとある。税務署の方にも、税金をとるところでございますから、大法人、中法人等におきましては、ぜひそういうふうなお得意台帳、税収入台帳というものを、きちんとしておくことが必要であると思ひます。それに関連したことでありますから伺ひします。かりに法人の場合、取引先等におきましては、売掛金の入金があつた場合においては、銀行に入つて来る場合がありまして、銀行に來ればそれが入金になるわけでありまして。通知書が一週間遅れるとか、十日遅れる場合もあります。たゞ、あつた例であります。決算期が終つて十日ばかりになりまして、税金は確かに納めたのであります。その通知も確かに銀行から行つてくるわけでございますが、ただ決算書の届出がおそかつたために、申告加算税というものがかつたことがあるわけでありまして。もちろん法律では申告と同時に納税、納税よりもむしろ申告の方が先だといふことも考えられないこともないわけでございますが、私も国家財政から考えますと、収入を得ることが大事でありますから、そういうような場合においてはなるべく税便な制度によりまして、たとえば個人もしくは法人等において、銀行に入金があつた場合は、それで決済が済んだといふことにいたしておりますのと

同様に、税金の方もそういうふうにはつきり会計年度をきめて、納税した場合は、無申告加算税というものは多少税便に見た方がよろしいと思ひますが、主税局長はどういうふうにお考えになりますか、この際承りたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の問題は、法律論としましては、やはり一定の期間までに申告をして納めることになつておりました。申告と納付が一定の期間までに二つともなくてはならぬという建前になつております。従いまして税金だけ納めて、申告がないということになります。申告の方は無申告といひます。期間後申告ということになります。従いまして機械的に見ますと、無申告加算税がかつて来るということになるわけでございますが、実はこの点につきましては法律上やむを得ざる事情があります場合にございまして、加算税を免除することができるとなつております。従いまして実際上はたしてその申告の遅れたことに、やむを得ざる事情があるかないか、その判断になつて来る。そういう場合はおそれ先納税しまして、申告が遅れた際でありますので、特に何かやむを得ざる事情がある場合と思ひますが、そういう事情をよく当該官庁に申し出られまして、お話しになりますれば、免除する場合があり得る。そういう場合はつきりと免除するとは申しにくいので、その事情々々によりましてきまると御了承願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 次に、この前にもお伺ひいたしました、山林のことにつきましましては、私どもの選挙区から、今度の改正によりまして、満足でないという陳情があつたわけでございまして、この際関連いたしておりますから、お伺ひいたします。十万円だけの控除でありましては、撫育費、植林費あるいは手入れ費等を考えますと、引合おぬといふのでございまして。かりに三十万、四十万という山を売りまして、所得がありまして、三十年、四十年の金利もしくは手入れ費その他を勘案いたしますと、差引きもうけに決つてなつていない、こういうことを言われたいのであります。この際十万円なんという半端な考え方はなく、もう少し大幅に、たとえば全収入の半額を免除するといふような方法になつた方が、山林所得者には便利ではないかと思ひます。

○平田政府委員 山林所得につきましましては、御承知の通り必要経費は引くのであります。ただ将来山林を殖えるための費用は、売つた費用から引かないのであります。売つた木に対してかかる費用は引く。ただインフレ前におきまして、高い貨幣価値のものを低い費用しか引かないという問題がございまして、経費も再評価して高い経費を引くことに、実は所得税法でもなつておるのでございまして。従いまして財産税等の課税が、適正に申告されて、評価が低いと別ですが、相当な値段で申告し、査定されておりました。それを評価後再評価で経費を一定の倍率で見ることになつておりますが、それをやりますと、人によりましてはあまり山林所得は出て来ないので、再評価税で済むという人が大分出て来ておるようでございます。従いまして山林所得につきましましては、この前の財産税の評価が非常に低かつた人の場合は、お話をうな場合も出て来ると思ひますが、そうでない場合におきましては、お話のような問題はほとんど解決しておる。しかしなお十分な点ももちろんございまして、十万円の特別控除を認めようといふことにはいたしたのでございまして。山林を二分の一にして課税するかどうかという点も研究してみたいのでございまして、そうなりますと、ほかの所得者との間にアンバランスが出て来る場合がございますので、今回としましてはこの程度で提案いたしたのでございまして。

○三宅(則)委員 いなかの税務署に参りますと、主税局長の言われましたように、再評価いたして云々というように詳しく計算を立てまして、親切に教えてくれるところももちろんあります。しかし大体におきまして山林所得につきましましてはそういうことを眼中に置かず、ただ収入を基準に考えましてやります関係上、そうしたような不公平があるといふことを、しばしば陳情を受けているわけでありまして。私も山林所得者に対しては、大幅に軽減をしてやりたいという考えから、むしろ所得等につきましても一べんに払わぬで、年賦で払うような方法を考えたかどうかと思ひます。この法にも十年云々ということもありませんが、所得につきましてもある程度まで何とか軽減する方法をいたしまして、一度売つた財産に對しましては一べんに払わぬで、ちよいと払うというようにしたかどうかと思ひますが、そ

いう方法はおかしいでしょうか。

○平田政府委員 私は所得税はやはり実際売つて現金が入りましたときに納めていただいた方がよいのではないかと存じます。相続税は元本に対する課税でありまして非常に重いので、所得からなかつた納めにくいので、何年かに延ばしてできる限り所得から払う。所得から払い切れない場合は一部を売つて納めてもらふ。売つて納めてもらうにしても一ぺんに急いで売つて納めてしまふと損をしますので、相当長期にわたつて売つて納めてもらう。こういう趣旨になつてゐるわけでありまして、あまり納期を延ばすのはどうもいがかかと考へる次第であります。

○三宅(則)委員 もう一点伺います。先ほど来たたび／＼出たことでありますが、やはり相続税にも関係があることでありまして、再評価ということがよく下々といひますか、下の方に徹底してないといひますか、それがあつたのでありまして、私も各地方の税務署等を歩いてみても、その不平等の原因がどこにあるかと申しますと、やはり昔安い値段のものを中心に考へておりますから、今売つたものに對して非常に差額があるといふことを言うわけでありまして、そういうことは税務署にも徹底せしめるとともに、国民大衆にも徹底せしめて、再評価いたしますならば、ある程度売りましたものについて、そんな所得はなかつたといふふうに見られるといふことになつたならば、同時にまた植林費、撫育費等につきましても、多少農林省の方から補助がありますが、山持ちには、そうしたような新規に植林いたしましたり手入れするといふ方面には、至つて力が

入らないといふことをたび／＼言われるのでありまして、この方策につきましてももちろん農林当局とも打合せかと存じますか、何か便法をおもちまして、相当山を切つた場合にのみきまつて、植林する方法、あるいはそれに對して手入をする方法を考へせられたいと思ひます。

○平田政府委員 山林につきましてもお話のような事情もございしますので、できる限り課税上も考へようという趣旨で、相続税及び所得税両方にわたつて、できる限りの考慮を實は払つてゐる次第でございします。再評価の方は所得税法にもはつきりと山林所得の計算はあるわけでありまして、相当な山を買収されたような場合におきましても、よく税務署に御相談願ひなされ、申告等にはあたりましても正しい計算ができるのではないかと存じます。私も昨年大分山林課税の問題がありまして、主税局からも人を派遣いたしました。実地に調べさせたこともございしますが、財産税の評価が相当適正に行つたところにおきましては、再評価税だけを納めれば所得税を納めないでよいといふ人が大分いた。再評価税は六割です。と申しますのは前から持つてゐる山につきましては、財産税の評価額に對しては、物価の騰貴率に乘じた額を経費に見ている。それよりも高く売れた場合だけ、その差額が所得税になるということになつておりますので、財産税の評価が非常に低くてうま／＼落込んだ人は、ちよつとかなかなかそうは行かないと思ひますが、適正な評価をしてもらつてゐる方々の場合には、実は山林所得税と申はありま

すが、かからなくても済む。そういう手続を知らなくてうかつかりしておられた方々は遺憾でありますので、よく税務署当局に御相談を願ひまして、適正な計算をするようにお努め願つた方がよいと思ひます。

○三宅(則)委員 言ひがかりのようになつて思へるかもしれませんが、そうじやありません。山林を持つてゐる人は大体山の人で、あまり都会地に近くない人が多い。そういう人は法律などは読んでいない。再評価につきましてもあるいは緩慢であつたり、迅速にそういう手続をしていない人もあるのではありません。なるべくそういうものをきめる場合におきましては、私はいつも言うことであるが、その土地の町村長や協同組合長の意見を多少聞いて、しかる後に算定していただいたらよろしかろう。都会地にはあります税務署の机の上で計算しないで、實地に山の中に入つて町村長の意見を聞くなり、あるいは実情を調査して、しかる後にきめてもらつたならば、そうした不公平なこともなくなり、不平もなくなると思ひます。大体税務署のあるところは都会地に近いところ、山を持つてゐるものは山の中におるのでありますから、そういうことについて十分なる御検討を願ひたいのであります。この点についてもう一度承りたいと思ひます。

○平田政府委員 山林所得のうち、小さい所得者の場合は、十萬円の控除で実は大分負担が軽くなつて来ると思ひます。少し大きな所得者の場合にはそれほど軽くはなりません。大きな所得者の場合は、私はある程度納税上の手数をかけていただいてもいたし方がな

いと思ひます。やはり三宅さんのような専門の方々に御相談なさる場合もあるでしょうし、それからあるいは役所等に出て来てもらひまして手続等も聞いてもらふ。そうしましてなるべく法律上認められた利益は、当然受けるようにしていただくといふようにお努め願ひますれば、そう無理なことではないのじやないか。再評価の方も、これは売つたときに確定申告の際に手続をしなくてはならないのです。事前に再評価する必要はない。これは企業の償却資産と違ひまして、この方は現実に資産を譲渡したり売却したときに、そのときの確定申告の際に、再評価によりまして所得を計算することになつておるのであります。その辺をよくはつきりさせていただきますれば、私はある程度合理的な納税ができるのじやないかといふふうな考へておる次第でございします。

なお相続税におきましては、評価その他でどうしても少し從來無理があつたような点がありました。たとえば幼齡樹林等の評価は思ひ切つて下げる。その他につきましても、売買実例等のとおり方をさらによく検討いたしまして、評価につきましては一層実情に合うようになつていくことで、最近改正を加えておりますので、その点もあわせて御了承を願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私は今の主税局長の答弁を非常に了とするものでございしますが、本委員会ではたび／＼質問いたしまして国税局からも答弁がございしましたが、こういうような龐大な所得税法などは専門家でなければわからぬ。専門家でもわからぬ。農業者には農業所得に対する解説書もしくはひな

形、商業者には商業所得に対する解説書もしくはひな形、工業者には工業所得に対する解説書もしくはひな形、山林所得は特別でありますから、山林所得者にはよくわかるように、きわめて平易に解説を書いて、ひな形等を十分に備えて置いて、これはぜひ山村農村等に配つてやつて、間違ひのないようにしてやることを親切な方法であると思ひますが、こういう構想をお持ちになつていらつしやるかどうか。お持ちぜひ下僚に命じまして配布していただきたいと思ひますが、主税局長の御答弁をいただきたい。

○平田政府委員 できるだけ從來から御趣旨のような方向に進めたいと思ひますので、いろ／＼やつておりますが、山林所得につきましてはそういうものができていないと思ひます。これはいいお考へのように思ひますので、ぜひそういうことも考へて行きたいと思ひます。

○佐藤委員長 本日はこの程度で散会いたします。次会は明二十一日午前十時より開会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和二十七年二月二十七日印刷

昭和二十七年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所